

富士駅周辺地区バリアフリー基本構想 改定版

令和5（2023）年3月

富 士 市

目 次

1	はじめに（基本構想改定の背景）	1
2	富士駅周辺地区における移動等円滑化の考え方	2
2-1	移動等円滑化の考え方	2
2-2	富士駅周辺地区の移動等円滑化のコンセプト	3
2-3	富士駅周辺地区の移動等円滑化の基本方針	4
2-4	重点整備地区の設定	5
2-5	生活関連施設の設定	10
2-6	生活関連経路の設定	12
3	移動等円滑化のために実施すべき事項	16
3-1	一般的事項	16
3-2	施設・路線別移動等円滑化に関する事項	18
4	移動等円滑化の促進に向けて	37
4-1	特定事業計画の作成と特定事業の実施	37
4-2	バリアフリー化事業の実施	37
4-3	バリアフリーなまちづくりの推進体制	37
	参考資料	39
	用語集	53

1 はじめに（基本構想改定の背景）

我が国において迎えた本格的な少子高齢・人口減少社会は本市においても顕在化しており、高齢者、障害者等をはじめとして、誰もが安全・安心・快適に社会生活を営むことのできる環境の確保が重要な課題となっています。

平成 18(2006)年 12 月にバリアフリーに関する法律である「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」が施行されました。同法は高齢者、障害者等の視点に立ち、ユニバーサルデザインの理念のもと、これまで「点」や「線」で進められてきたバリアフリー化を「面」として進めるようにしたものであり、従来の建築物や旅客施設等に加え、新たに道路や路外駐車場、また都市公園などもバリアフリー化推進の対象としています。

また、平成 27(2015)年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された 17 の開発目標（SDGs）のうち、「11. 住み続けられるまちづくりを（包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する）」のターゲットとしてバリアフリーが位置付けられており、特に鉄道駅等の旅客施設や生活利便施設が多く立地する区域において、バリアフリー化の必要性が高まっています。

更に、平成 30(2018)年 5 月には、バリアフリー法の一部が改正され、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、市町村が移動等円滑化促進方針（以下、「マスタープラン」という。）を定める制度が新たに創設されました。マスタープランにおいては、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を「移動等円滑化促進地区」として設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことで、広くバリアフリーについて考えを共有し、具体的な事業計画であるバリアフリー基本構想の策定に繋げていくこととしています。

「バリアフリー法」基本方針では、平成 23(2011)年 4 月には、令和 2(2020)年度までの 10 年間を目標期間とする現行の基本方針への改正がされました。そのなかで、旅客施設に関しては、これまで 1 日当たりの平均利用者数が 5,000 人以上の施設について原則としてすべて段差の解消等のバリアフリー化を行う目標から、地方部も含めた一層のバリアフリー化を推進するため、1 日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上の施設について原則としてすべてバリアフリー化を行う目標となりました。なお、1 日当たりの平均利用者数が 2,000 人以上の鉄道駅についても、地域においてバリアフリー化が必要なものとして基本構想の生活関連施設に位置付けるとともに、原則としてバリアフリー化することが目標として定められました。

富士駅周辺地区においては、平成 25(2013)年度にバリアフリー基本構想を策定し、特定事業計画に基づき、公共交通や道路等のバリアフリー化を進めてきましたが、再開発事業の計画やこれに合わせて富士駅北口駅前広場についても、一体的な整備が検討されるとともに、平成 31(2019)年 3 月に「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」が策定され、都市拠点として地域拠点との連携強化が求められています。

以上を踏まえ、富士駅を中心に安全・安心・快適な移動空間を創出し、更には富士駅周辺地区を含むまちなかにおいて、都市機能が有機的に結びついた富士市の中核を形成するとともに、地域拠点との連携強化の一助となることを目的に、「富士駅周辺地区バリアフリー基本構想（以下、本基本構想という。）」を改定します。

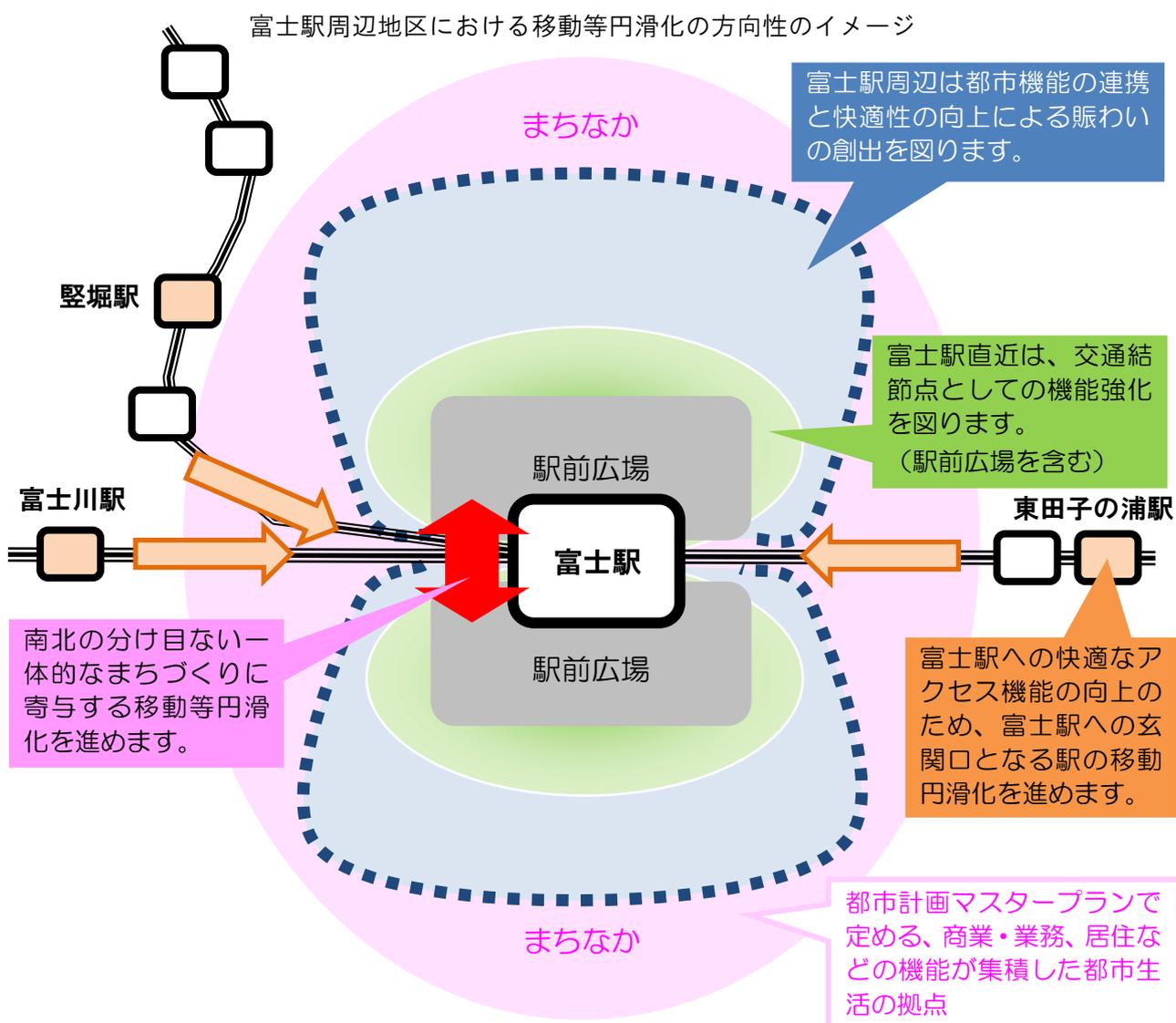
2 富士駅周辺地区における移動等円滑化の考え方

2-1 移動等円滑化の考え方

富士駅周辺地区は、富士本町商店街振興組合をはじめとする商業施設、市民の交流の場である交流プラザなど、施設が複数立地しているにも関わらず、移動の円滑化や安全性及び利便性が高い状況とはいえ、賑わいの空間を形成することができていません。また、本市で最も乗降客数が多い富士駅についても、市の玄関口として、さらにバリアの解消と併せて交通結節点としての利便性向上が求められています。

また、富士駅の乗降者数や富士駅周辺地区の来街者数は年々減少している状況にあり、都市計画マスタープランで目指す、「富士山を望む本市の玄関口として、美しさとやさしさを感じる、誰もが住みたくなるまち」の実現のための取組みメニュー等を補完する、一体的な移動等円滑化を効率的かつ効果的に進めることが必要です。

さらに、都市拠点である富士駅へ接続する鉄道を利用し、誰もが気軽に・快適にアクセスできるように、連絡する駅のうち利用者が多い（1日当たりの平均利用者数が2,000人以上）の駅（JR富士川駅、JR東田子の浦駅、JR堅堀駅）についても、富士駅への玄関口として優先的に移動等円滑化を進めることが必要です。



2-2 富士駅周辺地区の移動等円滑化のコンセプト

本基本構想では、富士駅周辺地区の移動等円滑化の実現による将来あるべき姿として、「すべての人にやさしい安全・安心・快適な富士市の玄関口」をコンセプトとして設定し、富士駅周辺地区のバリアフリー化を進めていきます。

富士駅周辺地区のバリアフリー化のコンセプト

すべての人にやさしい安全・安心・快適な富士市の玄関口

富士駅が立地する富士市の玄関口として、すべての人が安全かつ安心で快適な移動ができる、すべての人にやさしい都市空間の創出を目指します。

2-3 富士駅周辺地区の移動等円滑化の基本方針

富士市バリアフリーマスタープランで設定した基本方針をもとに、富士駅周辺地区のバリアフリー化のコンセプトの実現に向けて、当地区の特性や特徴に配慮したバリアフリー化の基本方針を定めます。

富士市バリアフリーマスタープランの基本方針

①快適に移動でき、利用しやすいバリアフリー空間を整備します。

- 都市機能が集積した拠点や生活拠点の形成、既存施設の更新等に併せて、順次バリアフリーのための施設整備を推進し、まちなかや都市拠点、主要な公共交通の結節点を中心にバリアフリー化が波及・実現するような都市づくりを進めます。
- 鉄道・路線バス・タクシー・コミュニティ交通（コミュニティバス・デマンドタクシー等）それぞれの適切な役割分担により、誰もが移動しやすい切れ目のない公共交通体系を構築します。
- 道路管理者及び公共交通事業者、交通安全施設管理者等と連携して、経路上の交通バリアの解消を図ります。

②利用者の安全・安心を考えた継続的なバリアフリー化の推進と維持管理を図ります。

- バリアフリーの多様化も踏まえ、多くの方々が快適かつ安全に利用できるように、既存施設の更新と機能の充実を図ります。
- バリアフリー化された施設に対して、その機能が継続して維持されるよう適切な維持管理を行います。

③「心のバリアフリー」を推進し、バリアフリーに対する市民の意識醸成を図ります。

- 周囲の人々の思いやりや助け合いなどによって、高齢者や身体に障害のある方を含め、だれもがより安全・安心に施設を利用できるよう、すべての市民の参画のもとでバリアフリー化を進めます。
- 市民一人一人の、高齢者や身体に障害のある方に対する理解を深めるための「心のバリアフリー」の推進・啓発を図ります。



富士駅周辺地区のバリアフリー化の基本方針

④富士駅の交通結節性やまちなか機能の強化に寄与するバリアフリー化を推進します。

- 富士駅と富士駅周辺地区、富士駅周辺地区と一定の利用者数以上の鉄道駅の一体的・連続的なバリアフリー化を推進することにより、富士駅の交通結節性の強化や、まちなかの一体性を強化し、まちなかの機能強化を図ります。

⑤都市機能の連携を促進し、自然に賑わいが生まれるバリアフリー化を推進します。

- 富士駅周辺地区に立地する商店街や交流プラザなどの、賑わいをもたらす施設を有機的に結びつけたバリアフリー空間を創出し、だれもが安全で快適に生活できる都市を目指します。
- 外出を敬遠していた高齢者、障害者等が積極的に外出することにより、まちに賑わいが生まれます。

⑥駅南北の分け目ない一体的なまちづくりに寄与するバリアフリー化を推進します。

- 富士市の玄関口・富士市の顔としてふさわしい魅力的な駅前空間の再構築への取組と同時に推進することで、富士駅南北の移動を円滑にし、駅南北の分け目のない一体となったまちづくりを実現します。

2-4 重点整備地区の設定

平成 25(2013)年度策定のバリアフリー基本構想を踏まえるとともに、富士駅周辺地区のバリアフリー化のコンセプト「すべての人にやさしい安全・安心・快適な富士市の玄関口」の実現に向けて設定した基本方針に基づき、国の基本方針等において示される重点整備地区の設定の要件（6 ページ参照）を勘案して、本基本構想における重点整備地区を、以下の考え方に基づいて設定します。

(1) 重点整備地区の設定の考え方

富士駅を中心とした、生活関連施設が集中する商業系用途地域の範囲を重点整備地区として設定します。

- 特定旅客施設である富士駅を中心とした都市計画上の商業系の用途地域は、公共施設、商業業務施設、医療施設などの生活関連施設が集中しており、また、都市計画マスタープランの中で「まちなか」として重視されていることから、商業地域・近隣商業地域として指定されている範囲の区域を中心として考えます。
- 富士駅周辺の富士第一小学校、富士第二小学校、富士見高校は、教育施設であると同時に災害発生時の避難所でもあります。すべての人にとっての安全・安心なまちなかを実現するため、これらの施設にも配慮して重点整備地区を設定します。

「まちなか」に位置する富士駅に接続し、利用者の多い富士川駅・東田子の浦駅を中心とした、周辺的生活関連施設を含む範囲を重点整備地区として設定します。

- 富士駅への快適なアクセス機能の向上のため、富士駅への玄関口となる駅と周辺的生活関連施設に配慮して、これらの施設を含む範囲に重点整備地区を設定します。
※ 堅堀駅については、今後検討していくものとします。

駅南北へのアクセスを含め、富士駅の交通利便性を高めるために必要な区域を重点整備地区として設定します。

- 交通結節点である富士駅が、すべての人にとって安全で安心、快適であるためには、より利便性を高める必要があります。鉄道、バス、タクシーなど相互の乗り換えをよりわかりやすく、利用しやすくするのはもちろんですが、マイカー利用者にも配慮し、駅周辺の駐車場の配置も踏まえた区域を設定します。

心のバリアフリーを推進するため、多くの来街者が集まる区域を重点整備地区として設定します。

- 高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができるようにするためには、施設整備だけではなく、高齢者、障害者等の困難をすべての来街者が自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。
- 心のバリアフリーを浸透させるため、住民だけでなく多くの来街者が訪れる区域を重点整備地区として設定することで、バリアフリー全体に対して理解が進み、本基本構想のより大きな成果を得ることができます。

(2) 重点整備地区の設定の要件

重点整備地区とは、市町村が、国が定めた基本方針に基づいて、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区のことをいいます。

重点整備地区の設定にあたっては、以下のような要件と留意事項が国の基本方針等において示されています。

～重点整備地区設定の要件及び留意事項（バリアフリー法）～

《地区設定の要件》

①地区の規模及び地区に含まれる施設等に関する要件

- ・地区の規模は概ね 400ha（2km 四方）未満で生活関連施設^{※1}のうち、旅客施設や特別特定建築物^{※2}がおおむね3つ以上立地していること
- ・施設相互間の移動が通常徒歩であることが見込まれること

※1 生活関連施設：高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などのことをいいます

※2 特別特定建築物：誰もが日常的に利用する官公庁施設や商業施設、また主として高齢者、障害者等が利用する建築物のことをいいます

②その他の要件

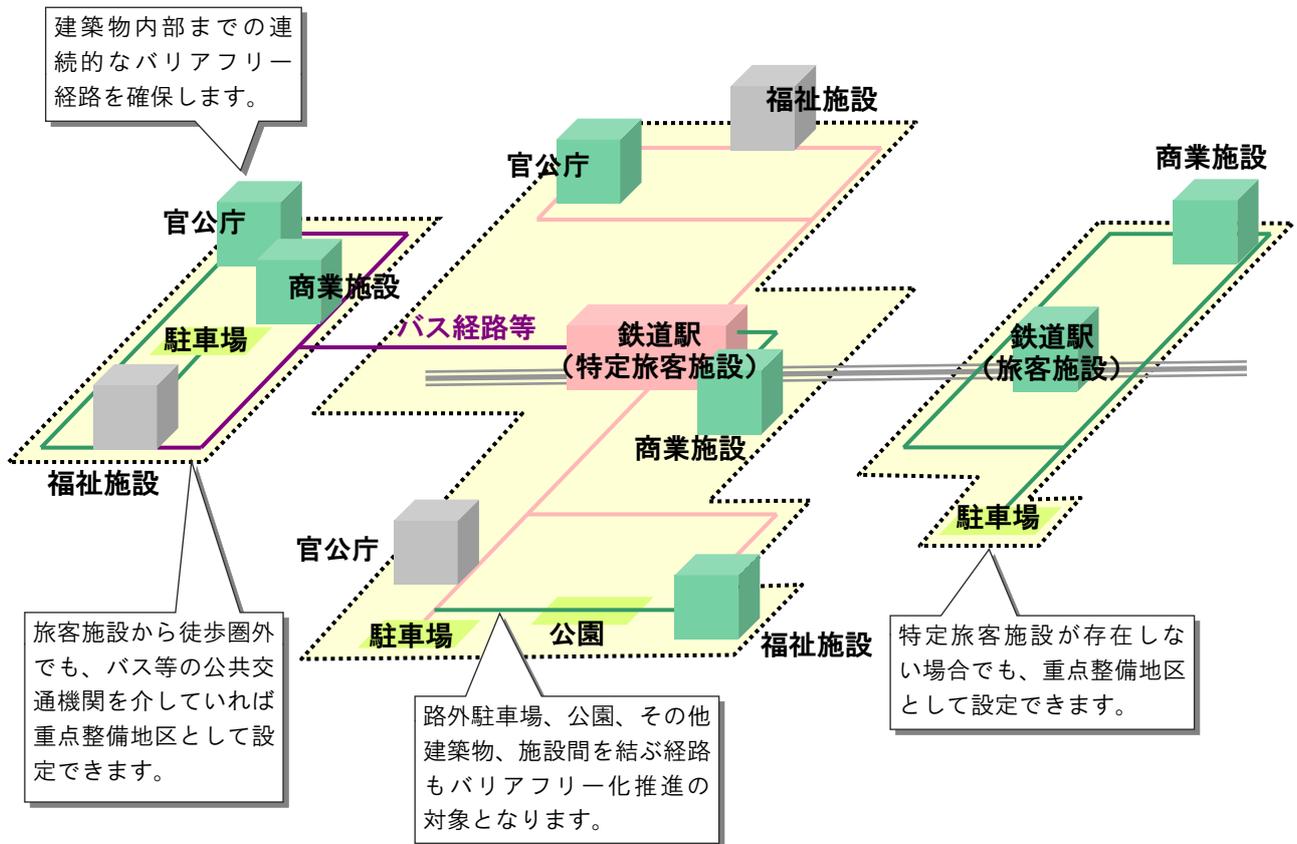
- ・重点的かつ一体的なバリアフリー化を図るための事業を実施する必要がある地区であること

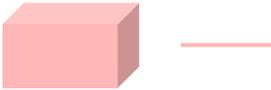
《地区設定にあたっての留意事項》

- ・地域の実情に応じて、複数の地区設定が可能
- ・特定旅客施設を含むような地区設定が重要
- ・大規模な施設を含む場合には、都道府県による適切な助言・協力が重要
- ・地区の境界は、町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが重要

- （重点整備地区の要件）**
- 地区の規模はおおむね 400ha（2km 四方）未満
 - 生活関連施設のうち旅客施設や特別特定建築物がおおむね 3 つ以上立地
 - 施設相互間の移動は通常徒歩
- （地区設定にあたっての留意事項）**
- 複数の地区を設定することが可能
 - 特定旅客施設を含むような地区設定が重要（必須ではない）
 - 大規模施設を含む場合は都道府県の協力が重要
 - 境界は明確に表示して設定することが重要

重点整備地区設定のイメージ

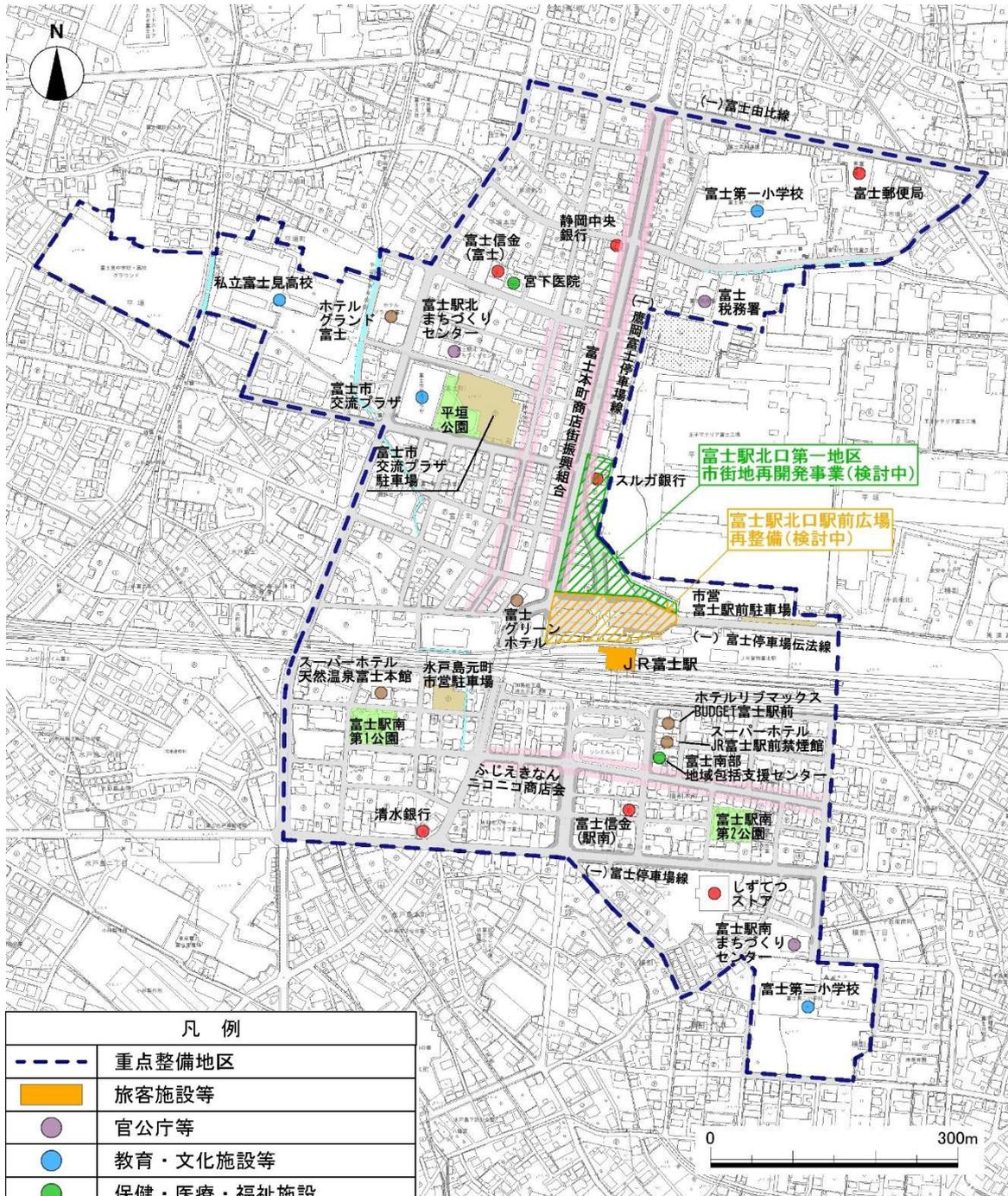


	<p>…旧交通バリアフリー法の対象 （特定旅客施設及びその徒歩圏内）</p>
	<p>…旧ハートビル法の対象 （一定の建築物の新築等）</p>
	<p>…バリアフリー新法により追加・拡大された部分 （路外駐車場・公園・建築物、施設間の経路等）</p>

重点整備地区の設定の考え方を踏まえ、本基本構想で設定する重点整備地区を以下に示します。

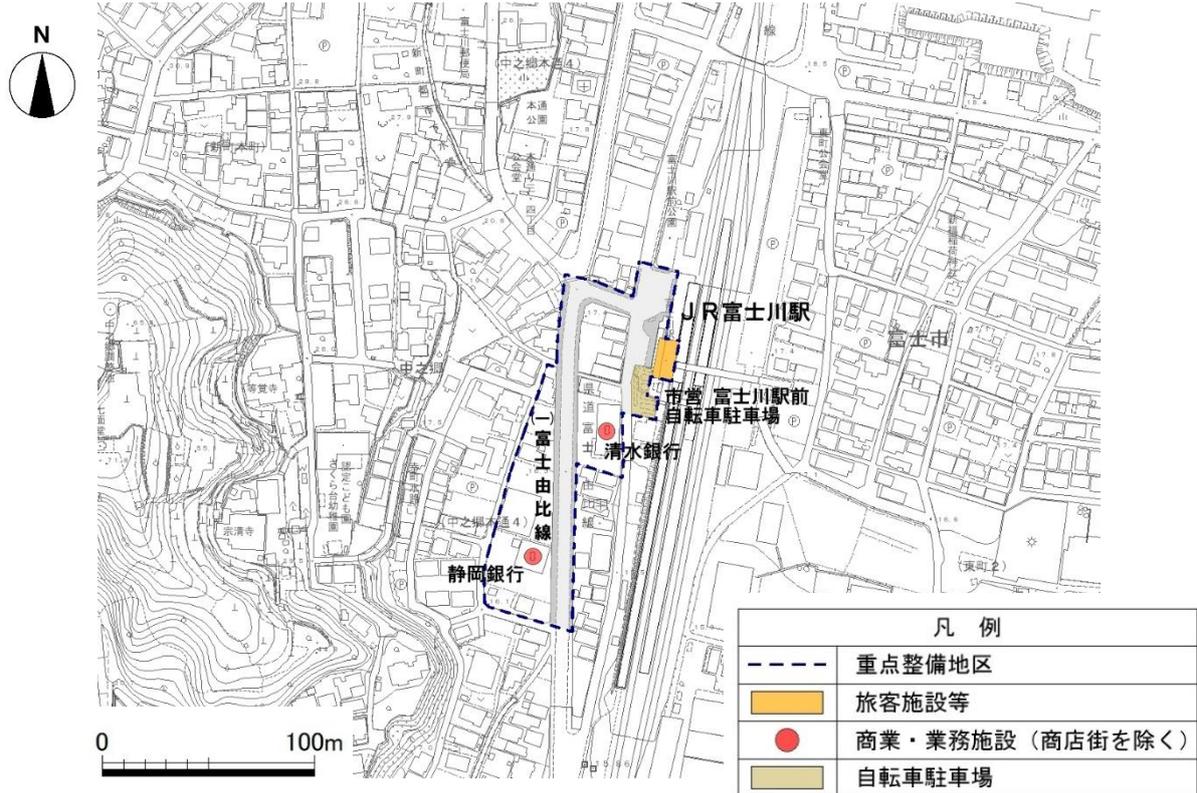
ただし、今後の各駅周辺の状況により、必要に応じて重点整備地区を見直すものとします。

重点整備地区（富士駅周辺）

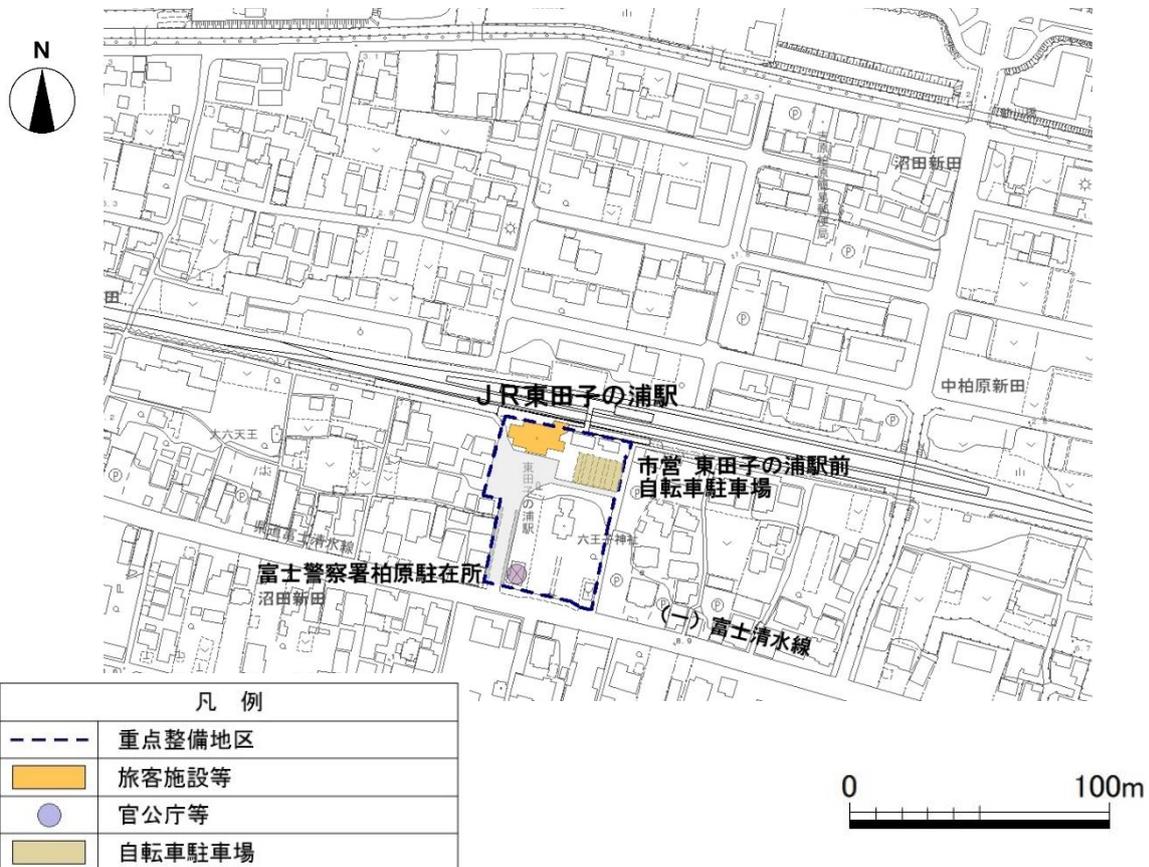


凡 例	
	重点整備地区
	旅客施設等
	官公庁等
	教育・文化施設等
	保健・医療・福祉施設
	商業・業務施設（商店街）
	商業・業務施設（商店街を除く）
	宿泊施設
	公園
	路外駐車場
	河川・水路

重点整備地区（富士川駅周辺）



重点整備地区（東田子の浦駅周辺）



2-5 生活関連施設の設定

生活関連施設については、バリアフリー法及び国の基本方針において、以下のように定義付けられています。

～生活関連施設～

- ・相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等

上記を踏まえ、本基本構想においては、主として以下に示す条件により、下表のとおり、生活関連施設として設定します。

【条件】

- ・特定旅客施設
- ・富士駅と接続する鉄道のうち、1日当たりの平均利用者が2,000人以上の旅客施設※（JR富士川駅、JR東田子の浦駅、JR豎堀駅）
- ・高齢者、障害者等を含む、不特定かつ多数の人が利用する特別特定建築物

これらに加えて、災害発生時の地区内の避難場所である富士第一小学校、富士第二小学校、富士見高校を設定します。

また、多くの店舗が集積し相当数の人が訪れる商業施設として、富士本町商店街振興組合、ふじえきなんニコニコ商店会を設定します。

なお、今後の各駅周辺状況により、必要に応じて生活関連施設を見直すものとします。

※1日当たりの平均利用者が2,000人以上の旅客施設

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、「1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上3,000人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である鉄軌道駅については、令和7(2025)年度までに、原則として全てについて、エレベータ又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運行情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。」ことを目標としています。

なお、平均利用者数については、新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果（過去3年度における平均値を用いるなど）も考慮することとされています。

本市は、この目標を鑑み、1日当たり平均利用者数が2,000人以上の鉄道駅について、本基本構想に位置付け、優先的に選定し、バリアフリー化を進めることとします。

対象となる鉄道駅：富士川駅、東田子の浦駅、豎堀駅

駅別一日平均利用者数の推移

		(人/日)										
		平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
JR 東海道 本線	富士駅	16,326	16,168	16,592	16,230	16,538	16,666	16,924	15,978	15,576	12,180	12,528
	吉原駅	6,420	6,476	6,574	6,404	6,560	6,654	6,716	6,710	6,582	5,206	5,274
	富士川駅	3,132	3,076	3,096	2,934	2,958	2,988	2,968	2,996	2,960	2,230	2,240
	東田子の浦駅	2,908	2,948	3,066	2,838	2,932	2,880	2,860	2,734	2,658	1,724	1,874
JR東海道 新幹線	新富士駅	9,096	9,166	9,604	9,440	9,502	9,488	9,636	9,748	9,324	4,132	5,048
JR 身延線	豎堀駅	1,912	1,990	2,116	2,068	2,136	2,130	2,156	2,162	2,208	2,044	1,906
	入山瀬駅	1,238	1,272	1,414	1,500	1,572	1,662	1,850	1,882	1,928	1,534	1,596
	袖木駅	652	652	688	720	816	834	874	878	932	822	812
	富士根駅	786	794	854	854	848	886	896	888	904	756	810
岳南 鉄道線	吉原駅	2,358	2,440	2,461	2,382	2,543	1,962	2,224	2,238	2,090	1,607	1,662
	吉原本町駅	941	976	961	922	968	1,068	920	903	814	647	709
	岳南富士岡駅	155	137	133	139	171	304	312	323	342	236	280
	本吉原駅	160	168	183	149	160	357	260	258	222	181	198
	岳南原田駅	115	143	153	146	146	216	264	272	249	173	185
	須津駅	78	96	107	120	147	169	180	170	178	151	200
	ジストコ前駅	39	51	53	57	56	107	162	165	175	151	182
	岳南江尾駅	28	46	46	56	62	157	155	167	161	118	164
	神谷駅	43	59	67	75	85	117	117	119	125	94	135
	比奈駅	155	61	72	59	80	120	133	131	109	84	83

※基本構想策定済の駅

※JR線は乗車人員を2倍にして利用者数に換算、岳南鉄道線は年間乗人員を一日平均利用者数に換算

出典：静岡県統計年鑑

※富士市加工

(生活関連施設)

施設名称	種別	重点整備地区
JR 富士駅	特定旅客施設	富士駅周辺
富士市交流プラザ(平垣公園・駐車場)	文化施設	
富士駅北まちづくりセンター	官公庁施設	
富士駅南まちづくりセンター		
富士税務署		
富士南部地域包括支援センター	福祉施設	
宮下医院	病院	
富士郵便局	郵便局	
静岡中央銀行	金融機関	
スルガ銀行		
清水銀行		
富士信金(富士駅南支店)		
富士信金(富士支店)		
ホテルグランド富士	ホテル	
富士グリーンホテル		
ホテルリブマックス BUDGET 富士駅前		
スーパーホテル JR 富士駅前禁煙館		
スーパーホテル天然温泉富士本館		
しずてつストア	商業施設	
富士第一小学校	学校(避難場所)	
富士第二小学校		
富士見高校		
富士本町商店街振興組合	商店街(商業施設)	
ふじえきなんニコニコ商店会		
JR 富士川駅	旅客施設	富士川駅周辺
富士川駅前自転車駐車場	自転車駐車場	
清水銀行	金融機関	
静岡銀行		
JR 東田子の浦駅	旅客施設	東田子の浦駅 周辺
東田子の浦駅前自転車駐車場	自転車駐車場	
富士警察署柏原駐在所	官公庁施設	
JR 豎堀駅(身延線)	旅客施設	地区外

※JR 豎堀駅については、重点整備地区外であるが、1日当たりの平均利用者数が2,000人を超えており、利用者数が多いことから国の基本方針に鑑み、バリアフリー化が必要であると判断できるため、生活関連施設として位置付ける。

2-6 生活関連経路の設定

生活関連経路については、バリアフリー法及び国の基本方針において、以下のように定義付けられています。

～生活関連経路～

- ・生活関連施設相互間の経路
- ・移動等円滑化のための事業実施が特に必要と考えられる経路

上記を踏まえ、本基本構想においては、以下の経路について、優先的かつ短期的にバリアフリー化を図ることが必要と考えられる経路を、下表のとおり「生活関連経路」として設定します。

ただし、今後の各駅周辺の状態により、必要に応じて生活関連経路を見直すものとします。

(富士駅周辺)

- ・富士駅と生活関連施設を結ぶ経路
- ・生活関連施設間の経路
- ・まちなかの賑わいの創出のため、休憩や賑わいスポットとなる都市公園と生活関連施設を結ぶ経路
- ・富士駅の交通利便性を高めるためにマイカー利用者にも配慮し、富士駅と市営路外駐車場を連絡する経路（交通結節性を高める事業実施が特に必要と考えられる経路）

なお、重点整備地区内の道路のうち、生活関連経路の安全性・利便性の向上のために、特に整備する必要がある経路を「その他の経路」として設定します。

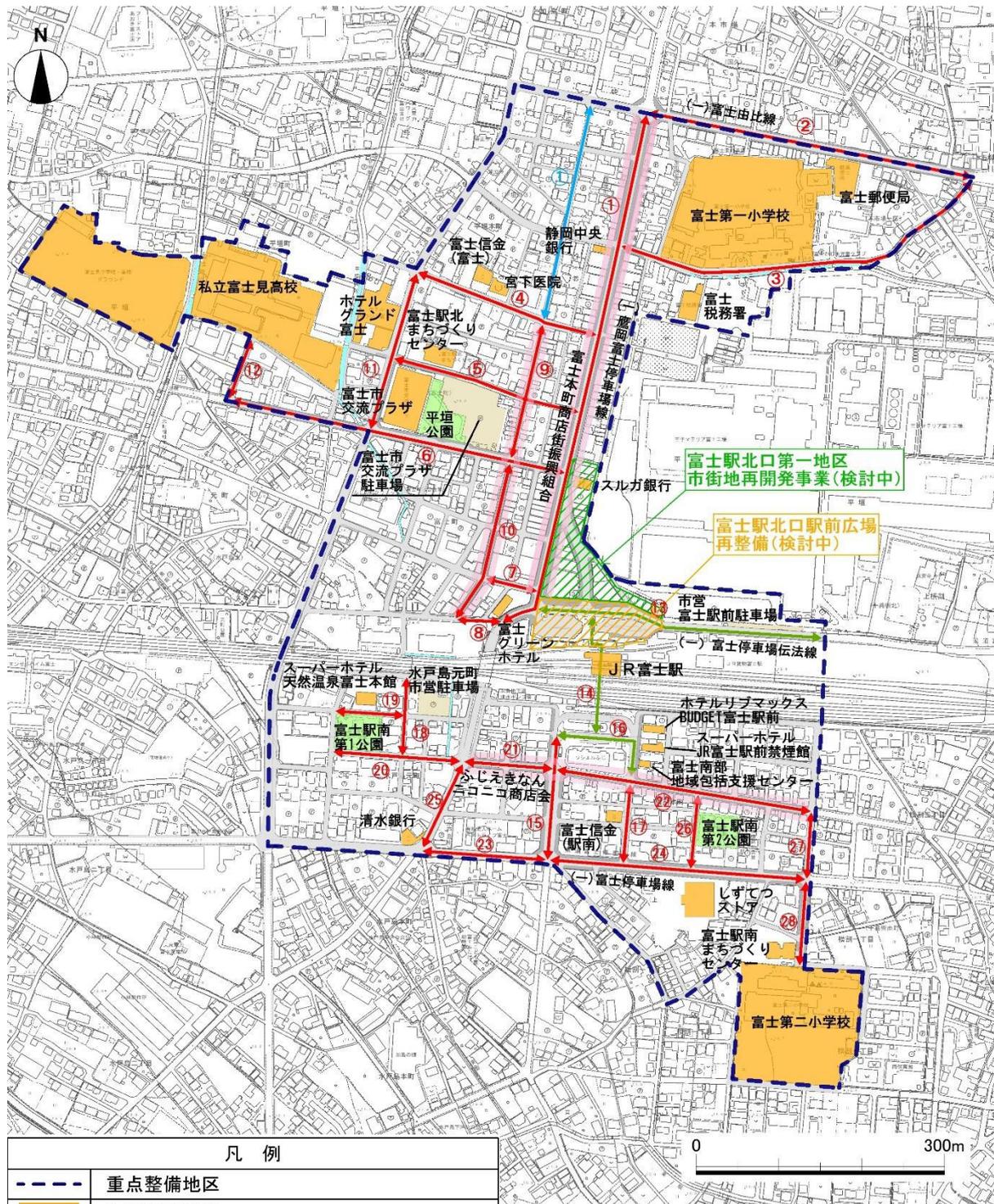
(生活関連経路：富士駅)

富士駅北側		富士駅南側	
経路	整備対象箇所	経路	整備対象箇所
1	(県)鷹岡富士停車場線	15	(市)富士駅南口田子浦線
2	(県)富士由比線	16	(市)横割本町6号線
3	(市)本市場郷蔵前1号線	17	(市)横割本町2号線
4	(市)本町4号線	18	(市)水戸島元町9号線
5	(市)本町二丁目3号線	19	(市)水戸島元町5号線
6	(市)本町四丁河原線	20	(市)水戸島元町6号線
7	(市)平垣南古新田1号線	21	(市)水戸島元町1号線
8	(市)富士町1号線	22	(市)横割四丁目5号線
9	(市)本町3号線	23	(県)富士停車場線
10	(市)富士町2号線	24	(県)富士停車場線
11	(市)富士鷹岡線	25	(県)富士停車場線
12	(市)元町11号線	26	(市)横割本町3号線
13	(県)富士停車場伝法線	27	(市)横割本町11号線
14	南北自由通路	28	(市)横割一丁目5号線

(その他の経路：富士駅)

経路	整備対象箇所
1	(市)本町3号線

本基本構想で設定する重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路等を以下に示します。



凡例		
	重点整備地区	
	生活関連施設	
	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路
		交通結節性を高めるため事業実施が特に必要と考えられる経路
	その他の経路	
	重点整備地区内の道路	
	商店街	
	都市公園	
	特定路外駐車場(公営)・市営駐車場	
	河川・水路	

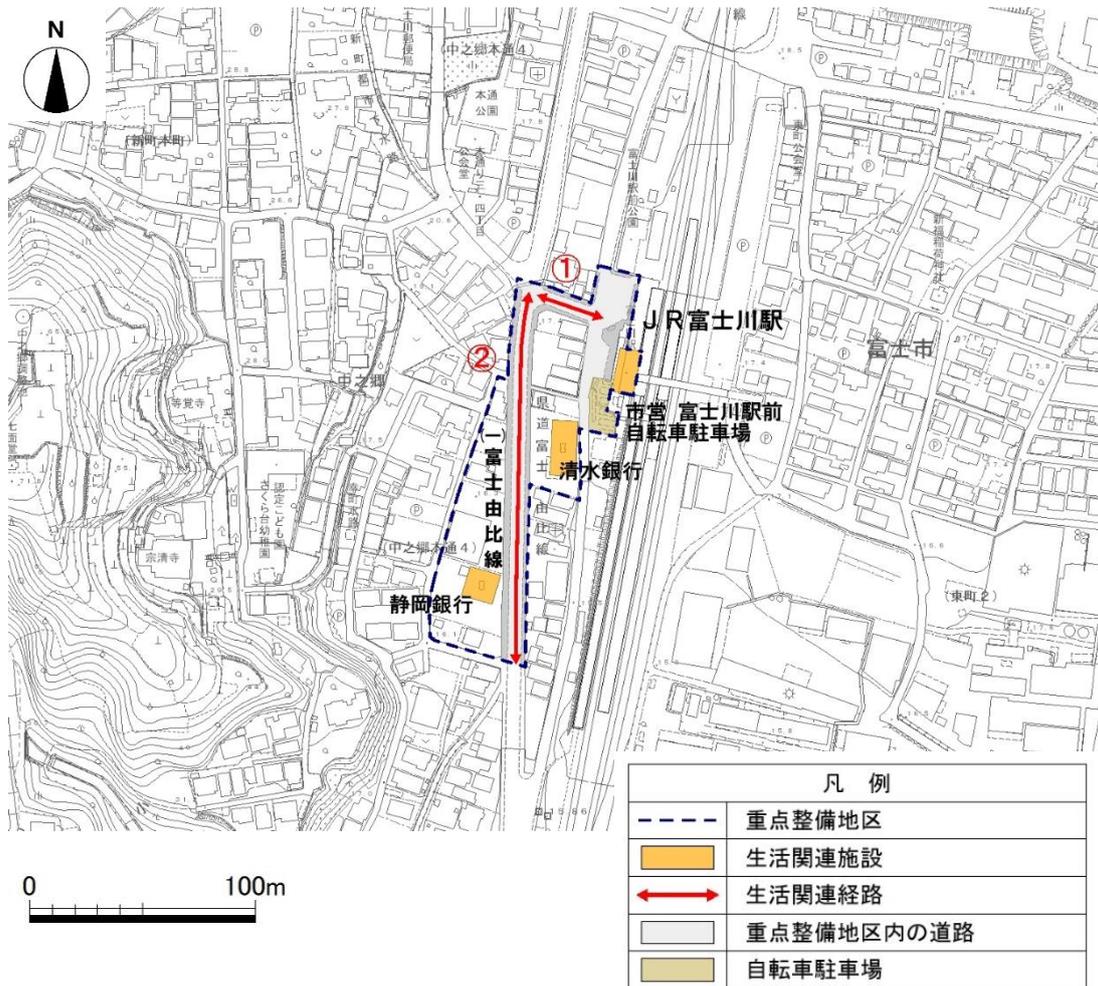
(富士川駅周辺)

- ・富士川駅と生活関連施設を結ぶ経路

(生活関連経路：富士川駅)

富士川駅	
経路	整備対象箇所
1	(市)富士川駅中之郷線
2	(県)富士由比線

重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路等（富士川駅）



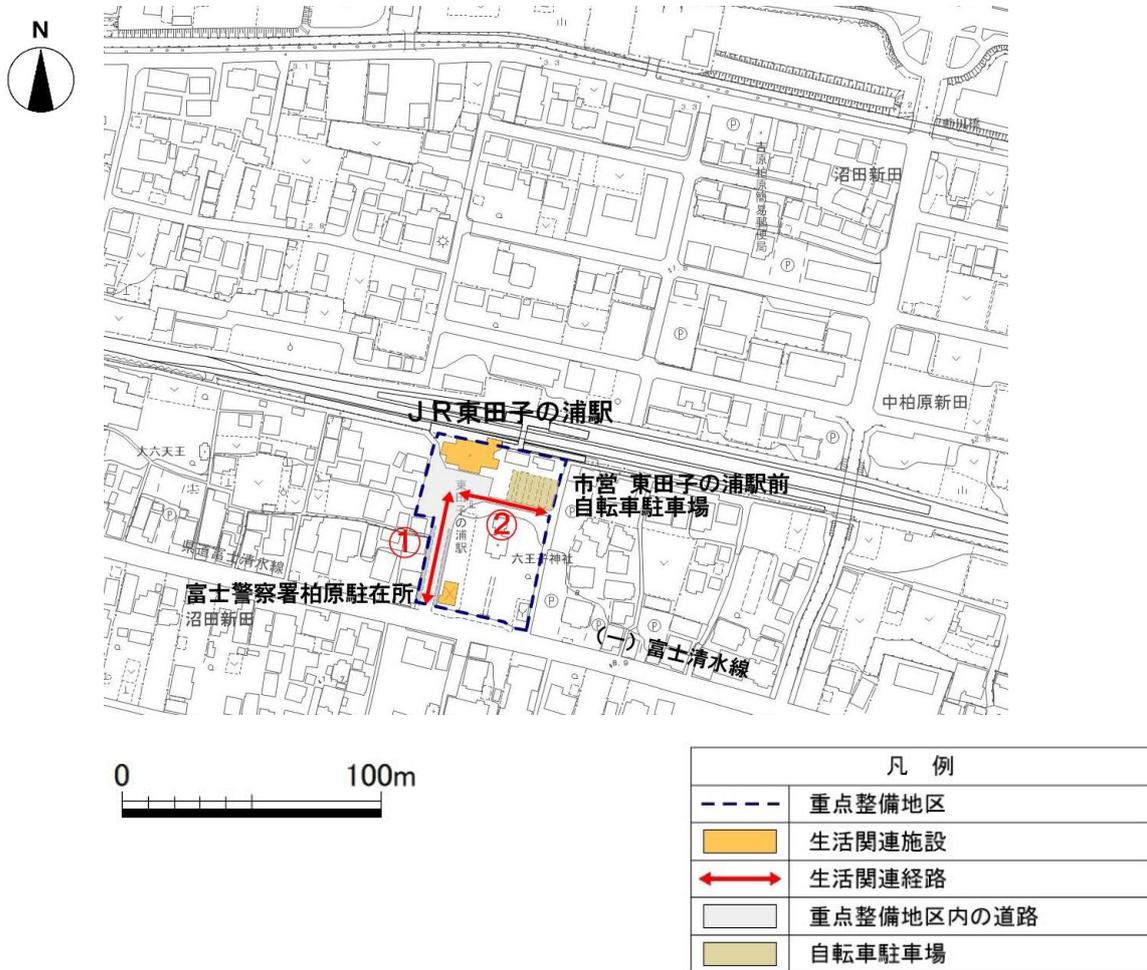
(東田子の浦駅周辺)

- ・ 東田子の浦駅と生活関連施設を結ぶ経路
- ・ 東田子の浦駅の交通利便性を高めるために利用者にも配慮し、東田子の浦駅と自転車駐車を連絡する経路

(生活関連経路：東田子の浦駅)

東田子の浦駅	
経路	整備対象箇所
1	(市)中柏原新田宮下1号線
2	認定外道路

重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路等（東田子の浦駅）



3 移動等円滑化のために実施すべき事項

3-1 一般的事項

前章までに設定した重点整備地区及び生活関連施設並びに生活関連経路等のバリアフリー化を推進するにあたり、ここでは、まずバリアフリー化に対する一般的事項について整理します。

(1) 「移動等円滑化のために実施すべき事項」の整理の考え方

バリアフリー化の事業及びその方向性については、その事業主体や概ねの事業期間等を明確にする観点から、施設管理者・事業者別に整理することを基本とします。

具体的には、重点整備地区のバリアフリー化については国の基本方針等に基づき、「旅客施設」、「道路」、「交通安全施設」、「都市公園」、「路外駐車場」及び「建築物」の6種類に分けて、それぞれの施設管理者又は事業者が講じるべき措置について整理します。

なお、富士駅はすでに、移動等円滑化のために必要な基準を達成しています。

(2) ハード面のバリアフリーの考え方

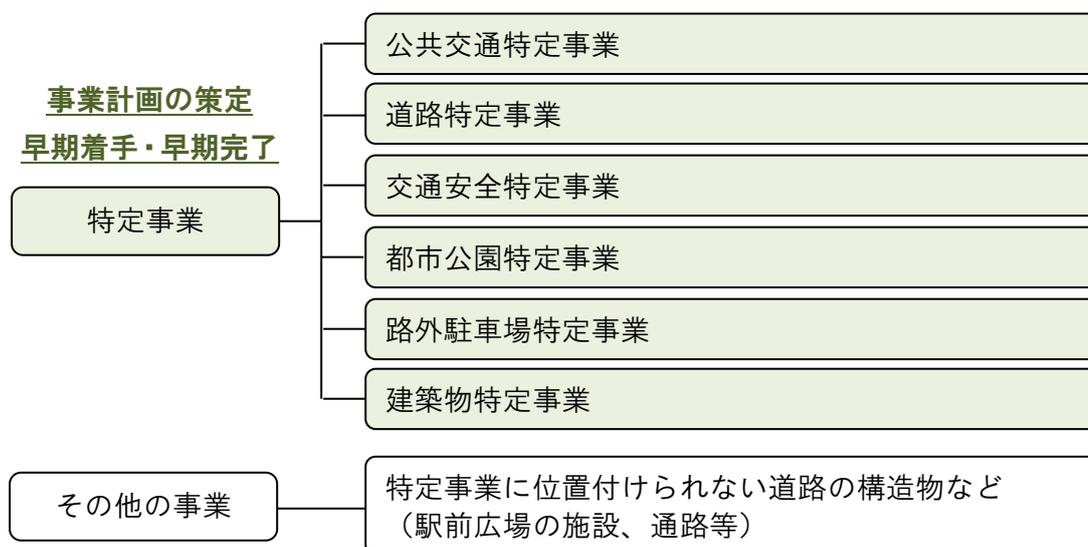
ハード面のバリアフリー事業は、法律により「特定事業」と移動等円滑化のために必要な「その他の事業」に分けられます。

国の基本方針に基づき、必要性や緊急性が高いものから、早期に移動等円滑化基準に適合したバリアフリー化が実現されることを目指します。

「特定事業」については、基本構想策定後速やかに特定事業計画を作成し、当該事業を実施するものとされています。

また、「特定事業」に位置付けることができない移動等円滑化等のために必要な「その他の事業」についても、施設管理者の理解を得て必要性や緊急性が高いものから早期に実現するよう努めます。

生活関連経路の安全性、利便性を向上させる事業はもちろんですが、交通結節点としての機能強化と移動の快適性の向上を図る事業についても、積極的に位置付けていきます。



(3) ソフト面のバリアフリーの考え方

いわゆる「心のバリアフリー」に通ずるソフト面のバリアフリー事業については、明日からでも実施可能であることから、事業者・施設管理者をはじめ、市民全員の責務として捉え、高齢者、障害者等への理解を深めるとともに、「心のバリアフリー」の推進・啓発・スパイラルアップを推進していくこととします。

3-2 施設・路線別移動等円滑化に関する事項

(1) 旅客施設の移動等円滑化に関する事項

本市では、バリアフリー化が完了していない、1日当たり平均利用者数が2,000人以上の鉄道駅について、優先的にバリアフリー化に取り組みます。

ただし、旅客施設については、利用者数の推移を注視し、旅客施設管理者（東海旅客施設鉄道株式会社（JR）等）と協議の上、必要に応じて事業化するものとします。

◆富士川駅の移動等円滑化に関する事項【その他の事業】

①施設の位置付け

- ・富士川駅は、通常の旅客施設であるが、富士駅周辺との関連性が強く、高齢者、障害者等をはじめ、多くの人々が利用する生活関連施設である。

②移動等円滑化の考え方

- ・移動等円滑化にあたっては、国の基本方針や移動等円滑化基準等に、準拠するものとする。

③予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・障害者対応型エレベータ及びエレベータへ向かう通路（視覚障害者誘導用ブロック含）の新規設置
- ・障害者対応型の多機能トイレの新規設置
- ・音響案内装置、点字案内板の新規設置

④予定する事業主体

- ・東海旅客鉄道株式会社または富士市

◆東田子の浦駅の移動等円滑化に関する事項【その他の事業】

①施設の位置付け

- ・東田子の浦駅は、通常の旅客施設であるが、富士駅周辺との関連性が強く、高齢者、障害者等をはじめ、多くの人々が利用する生活関連施設である。

②移動等円滑化の考え方

- ・移動等円滑化にあたっては、国の基本方針や移動等円滑化基準等に、準拠するものとする。

③予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・障害者対応型エレベータ及びエレベータへ向かう通路（視覚障害者誘導用ブロック含）の新規設置
- ・障害者対応型の多機能トイレの新規設置
- ・音響案内装置、点字案内板の新規設置

④ 予定する事業主体

- ・ 東海旅客鉄道株式会社または富士市

◆ 豎堀駅の移動等円滑化に関する事項【その他の事業】

① 施設の位置付け

- ・ 通常の旅客施設であるが、市内では利用者が多い。
- ・ 豎堀駅は、富士駅周辺との関連性が強い生活関連施設である。

② 移動等円滑化の考え方

- ・ 移動等円滑化にあたっては、国の基本方針や移動等円滑化基準等に、準拠するものとする。

③ 予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・ 障害者対応型エレベータ及びエレベータへ向かう通路(視覚障害者誘導用ブロック含)の新規設置
- ・ 障害者対応型の多機能トイレの新規設置
- ・ 音響案内装置、点字案内板の新規設置

④ 予定する事業主体

- ・ 東海旅客鉄道株式会社または富士市

◆富士川駅の移動等円滑化に関する事項【その他の事業】

対象施設	施設の位置付け		移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）	
					～R9	R9以降
JR 富士川駅舎	旅客施設	生活関連施設	障害者対応型エレベータ及びエレベータへ向かう通路（視覚障害者誘導用ブロック含）を新たに設置する。	東海旅客鉄道株式会社 または 富士市	○	
			障害者対応型の多機能トイレを新たに設置する。		○	
			音響案内装置、点字案内板を新たに設置する。		○	

◆東田子の浦駅の移動等円滑化に関する事項【その他の事業】

対象施設	施設の位置付け		移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）	
					～R9	R9以降
JR 東田子の浦駅舎	旅客施設	生活関連施設	障害者対応型エレベータ及びエレベータへ向かう通路（視覚障害者誘導用ブロック含）を新たに設置する。	東海旅客鉄道株式会社 または 富士市		○
			障害者対応型の多機能トイレを新たに設置する。			○
			音響案内装置、点字案内板を新たに設置する。			○

◆堅堀駅の移動等円滑化に関する事項【その他の事業】

対象施設	施設の位置付け		移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）	
					～R9	R9以降
JR 堅堀駅舎	旅客施設	生活関連施設	障害者対応型エレベータ及びエレベータへ向かう通路（視覚障害者誘導用ブロック含）を新たに設置する。	東海旅客鉄道株式会社 または 富士市		○
			障害者対応型の多機能トイレを新たに設置する。			○
			音響案内装置、点字案内板を新たに設置する。			○

(2) 道路（生活関連経路）の移動等円滑化に関する事項【道路特定事業】

①施設の位置付け

重点整備地区に位置する道路のうち、生活関連施設や都市公園、主要な路外駐車場を連絡する主要な道路については、優先的かつ短期的にバリアフリー化を図る必要があるため生活関連経路として位置付けます。

②移動等円滑化の考え方

生活関連経路に位置付けられることから、移動等円滑化にあたっては、国の基本方針や「道路の移動等円滑化基準」等に準拠するものとし、道路特定事業として、令和9(2027)年度を目標に必要な整備を完了させるものとし、基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ・ 歩道もしくは外側線など、歩行空間を明確化する。
- ・ 駅（駅前広場）から特別特定建築物間に、利便性・連続性に配慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

③予定する移動等円滑化事業または方向性

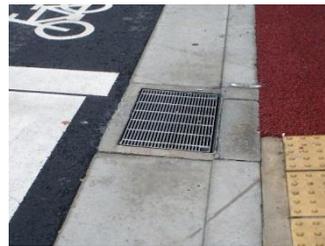
- ・ 電車、バス、タクシー、自家用車等の相互の利用をわかりやすく誘導
- ・ 安全な歩行者空間の確保（歩道もしくは外側線などによる歩行空間の明確化）
- ・ 歩道（歩行空間）の段差及び勾配の解消
- ・ 歩道の排水性に配慮し、滑りにくい舗装への改良を検討
- ・ 路側帯の勾配解消
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良
- ・ グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消
- ・ 歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 など

④予定する事業主体

- ・ 道路管理者（静岡県または富士市）



歩道の滑りにくい舗装のイメージ



グレーチング蓋の改良イメージ

(3) 道路（その他の経路）の移動等円滑化に関する事項【その他の事業】

①施設の位置付け

重点整備地区に位置する道路のうち、生活関連経路の安全性・利便性向上のため、特に整備する必要がある経路を、その他の経路として位置付けます。

②移動等円滑化の考え方

生活関連経路での高齢者、障害者等にとっての円滑な移動等を実現するためには、生活関連経路だけでなく周辺の道路を整備する必要がある。生活関連施設間を結ぶ経路ではないため、生活関連経路に準拠して整備を進めることとし、基本的な考え方は以下の通りとする。

- ・生活関連経路での歩行者の安全性向上のため、自動車の速度抑制策を検討する。
- ・健常者、自転車等にとっての安全な空間を確保することにより、生活関連経路の歩行者・自転車交通量の抑制が期待できる。

③予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・自動車の速度抑制策の検討
- ・注意喚起看板の設置等

④予定する事業主体

- ・道路管理者（富士市）

◆道路（生活関連経路）の移動等円滑化に関する事項【富士駅周辺】

経路	種別		路線番号	路線名	都市計画道路		歩道有無	道路幅員	移動等円滑化事業の概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）		道路特定事業の位置付け
	結節性向上	施設間相互			名称	整備状況					～R9	R9以降	
1	○	○	175	(県)鷹岡富士停車場線	(都)富士停車場厚原線	概成済	有		<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差及び急勾配の解消 富士グリーンホテル（生活関連施設）以北に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 歩道上を走行する自転車の排除のための方策の検討 休憩場所（ベンチ等）の設置等、商店街と協議の上検討 歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討 	県	○		○
2		○	396	(県)富士由比線	(都)桧新田松岡線	整備済	有		<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差及び急勾配の解消 グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 富士郵便局以西に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置 	県	○		○
3		○	5041	(市)本市場郷蔵前1号線	—	—	南側一部有	5.4	<ul style="list-style-type: none"> 既設歩道の乗入れ部補修による段差解消 外側線を引き、路側帯の勾配解消 自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消・歩道上の障害物撤去 	市	○		○
4		○	5095	(市)本町4号線	—	—	無	5.5	<ul style="list-style-type: none"> グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 外側線を検討し、路側帯の勾配を解消する 外側線が設置できない場合でも、歩行者の通行が予想される車道部分の勾配解消 自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） 南側水路の危険解消 	市	○		○
5		○	5094	(市)本町二丁目3号線	—	—	南側有	8.7	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差解消及び急勾配の緩和 南側河川の危険解消 歩道未設置部分は外側線を設置し、路側帯の勾配解消 自動車等の速度抑制策を検討（色彩、材質など） 交流プラザから富士駅北まちづくりセンター移設先への往來の安全に配慮 西側交差点から、交流センター北の歩道へ視覚障害者誘導用ブロックの新規設置 	市	○		○
6		○	199	(市)本町四丁河原線	(都)本町四丁河原線	整備済	有	16.5	<ul style="list-style-type: none"> 歩道巻き込み部の段差及び急勾配の緩和 北側歩道（交流プラザ交差点以東）に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 すれ違い幅の確保できない歩道については、すれ違い箇所の設置を検討 歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討 	市	○		○

※ は県道

経路	種別		路線番号	路線名	都市計画道路		歩道有無	道路幅員	移動等円滑化事業の概要	事業主体	概ねの事業実施期間(年度)		道路特定事業の位置付け
	結節性向上	施設間相互			名称	整備状況					～R9	R9以降	
7		○	217	(市)平垣南古新田1号線	—	—	有	12.3	・歩道の改修による、乗入部の段差解消 ・歩道幅を確保し、すれ違い箇所の設置を検討 ・歩道幅が確保できない場合、歩道を撤去して外側線を引き、路側帯の勾配解消を検討 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など) ・歩道上の障害物撤去による歩行空間の確保	市	○		○
8		○	215	(市)富士町1号線	—	—	北側一部有	5.7	・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・既設歩道部分は改修による、乗入部の段差解消 ・歩道が無い部分は北側に外側線設置、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など)	市	○		○
9		○	5093	(市)本町3号線	—	—	無	5.7	・外側線を引き、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など)	市	○		○
10		○	5086	(市)富士町2号線	—	—	有	6.9	・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討	市	○		○
11		○	42-2	(市)富士鷹岡線	(都)富士鷹岡線	—	東側一部有	8.5	・グレーチング蓋、側溝蓋の危険解消 ・既設歩道の段差解消 ・既設の富士市交流プラザ西側歩道に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置 ・路側帯の勾配緩和 ・自動車交通量が多いため、歩行者の安全確保に特に配慮する	市	○		○
12		○	5130	(市)元町11号線	—	—	無	6.3	・道路東側に外側線を引き、路側帯の勾配を解消 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など)	市	○		○
13	○		—	(県)富士停車場伝法線	(都)富士駅伝法線	—	有		・歩道の段差及び急勾配の解消 ・本町8号線以西に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・北側駐車場の身障者スペースから南側歩道への移動について、安全性を確保 ・南側歩道の駅前広場との接続部を拡幅検討	県	○		○
14	○		—	(南北自由通路)	—	—	—	—	—	—	—		
15		○	49-1	(市)富士駅南口田子浦線	(都)富士駅南口田子浦線	整備済	有	29	・歩道の段差及び急勾配の解消 ・歩道に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討	市	○		○
16	○		4494	(市)横割本町6号線	—	—	有	16	・歩道の段差及び急勾配の解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討	市	○		○

※ は県道

経路	種別		路線番号	路線名	都市計画道路		歩道有無	道路幅員	移動等円滑化事業の概要	事業主体	概ねの事業実施期間(年度)		道路特定事業の位置付け
	結節性向上	施設間相互			名称	整備状況					～R9	R9以降	
17		○	4490	(市)横割本町2号線	—	—	無	8	・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線設置 ・路側帯の勾配解消による歩行空間の確保 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など)	市	○		○
18		○	4291	(市)水戸島元町9号線	—	—	無	6	・駐車場から富士駅までの経路を明示する看板の設置 ・歩行者への配慮を喚起する注意看板設置 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など) ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消	市	○		○
19		○	4287	(市)水戸島元町5号線	—	—	無	5	・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線を設置し、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など)	市	○		○
20		○	4288	(市)水戸島元町6号線	—	—	無	8	・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線を設置し、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など)	市	○		○
21		○	4283	(市)水戸島元町1号線	—	—	有	11	・歩道の段差及び急勾配の解消 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・障害物の撤去による歩道幅の確保 ・歩道上にすれ違い箇所の設置を検討 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討	市	○		○
22		○	4275	(市)横割四丁目5号線	—	—	有	17	・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・横割本町6号線(経路17)以西北側歩道に視覚障害者誘導用ブロックの新規設置 ・歩道の段差及び急勾配の解消 ・歩道の排水性に配慮し、歩道の滑りにくい舗装への改良を検討	市	○		○
23		○	174	(県)富士停車場線	(都)蓼原水戸島線	整備済	無		・既設歩道(経路16)との接続部の段差および急勾配解消 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・区画線表示等による、歩行空間の明示	県	○		○
24		○	174	(県)富士停車場線	(都)蓼原水戸島線	整備済	有		・歩道の段差及び急勾配の解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの新規設置又は改良 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消	県	○		○
25		○	174	(県)富士停車場線	(都)加島線	概成済	無		・既設歩道(経路21)との接続部の段差および急勾配解消 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・区画線表示等による、歩行空間の明示	県	○		○
26		○	4491	(市)横割本町3号線	—	—	無	6	・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線を引き、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など)	市	○		○
27		○	4503	(市)横割本町11号線	—	—	無	8	・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消 ・外側線を引き、路側帯の勾配解消 ・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など)	市	○		○

※ は県道

経路	種別		路線番号	路線名	都市計画道路		歩道有無	道路幅員	移動等円滑化事業の概要	事業主体	概ねの事業実施期間(年度)		道路特定事業の位置付け
	結節性向上	施設間相互			名称	整備状況					～R9	R9以降	
28		○	4313	(市)横割一丁目5号線	—	—	有	13	・歩道の段差及び急勾配の解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの新規設置 ・歩道上の障害物撤去等による有効幅員の確保 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消	市	○		○
生活関連経路以外の道路法による道路					—	—	—	—	・他の事業により道路の新築又は改築を行う場合、原則として道路移動等円滑化基準に適合させるものとする	—	○	○	

◆道路(生活関連経路)の移動等円滑化に関する事項【富士川駅周辺】

経路	種別		路線番号	路線名	都市計画道路		歩道有無	道路幅員	移動等円滑化事業の概要	事業主体	概ねの事業実施期間(年度)		道路特定事業の位置付け
	結節性向上	施設間相互			名称	整備状況					～R9	R9以降	
1		○	2-243	(市)富士川駅中之郷線	(都)富士川駅黒里線	概成済	有	12	・歩道の段差及び急勾配の解消 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消	県	○		○
2		○	396	(県)富士由比線	(都)松新田松岡線	整備済	有		・歩道の段差及び急勾配の解消 ・グレーチング蓋の改良等排水溝の危険解消	県	○		○

◆道路(生活関連経路)の移動等円滑化に関する事項【東田子の浦駅周辺】

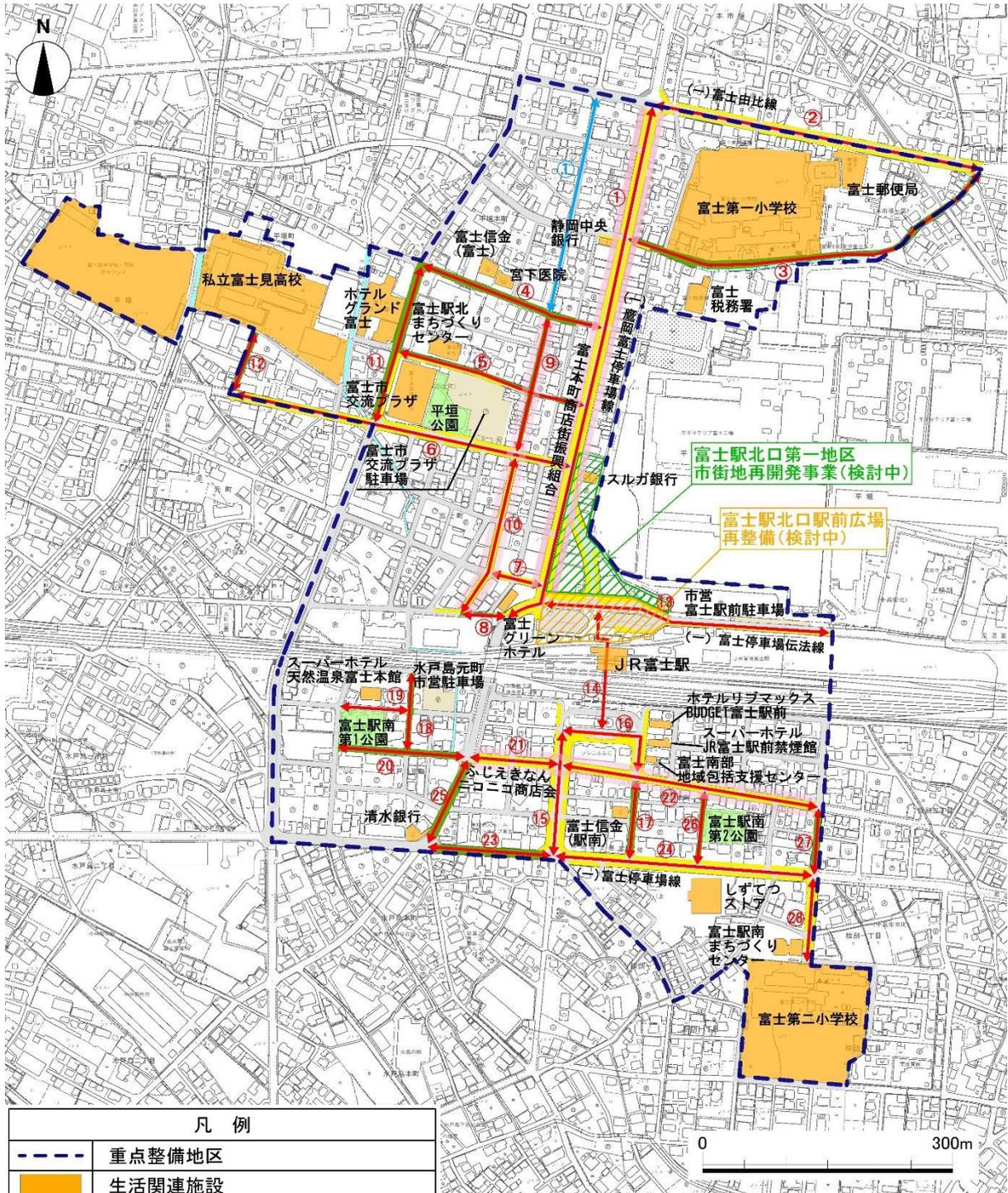
経路	種別		路線番号	路線名	都市計画道路		歩道有無	道路幅員	移動等円滑化事業の概要	事業主体	概ねの事業実施期間(年度)		道路特定事業の位置付け
	結節性向上	施設間相互			名称	整備状況					～R9	R9以降	
1		○	1010	(市)中柏原新田宮下1号線	—	—	有	11.8	・歩道の段差及び急勾配の解消	市	○		○
2		○	396	認定外道路	—	—	—	—	・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など)	市	○		○

◆道路(その他の経路)の移動等円滑化に関する事項

経路	種別		路線番号	路線名	都市計画道路		歩道有無	道路幅員	移動等円滑化事業の概要	事業主体	概ねの事業実施期間(年度)		道路特定事業の位置付け
	結節性向上	施設間相互			名称	整備状況					～R9	R9以降	
1			5093	(市)本町3号線	—	—	無	5.7	・自動車等の速度抑制策を検討(色彩、材質など) ・注意喚起看板等の設置等	市	○	○	

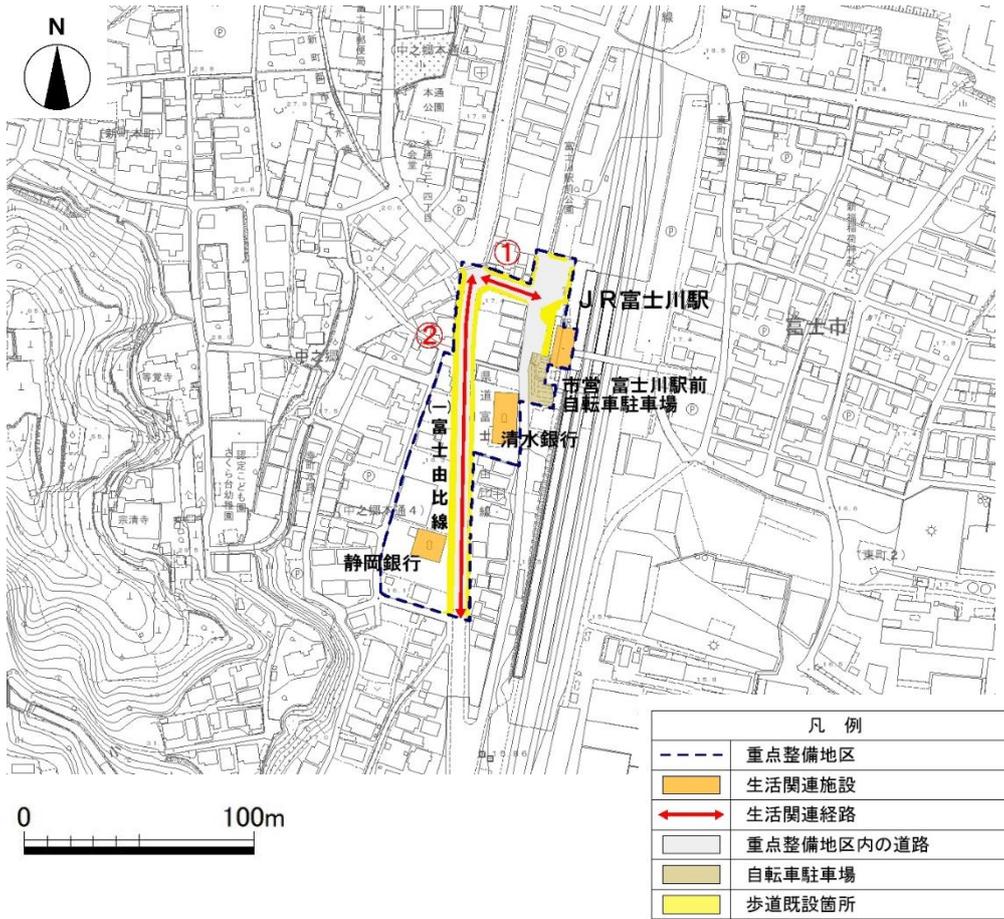
※ は県道

歩車分離（歩道あり）・歩道非分離（歩道なし）箇所【富士駅周辺地区】

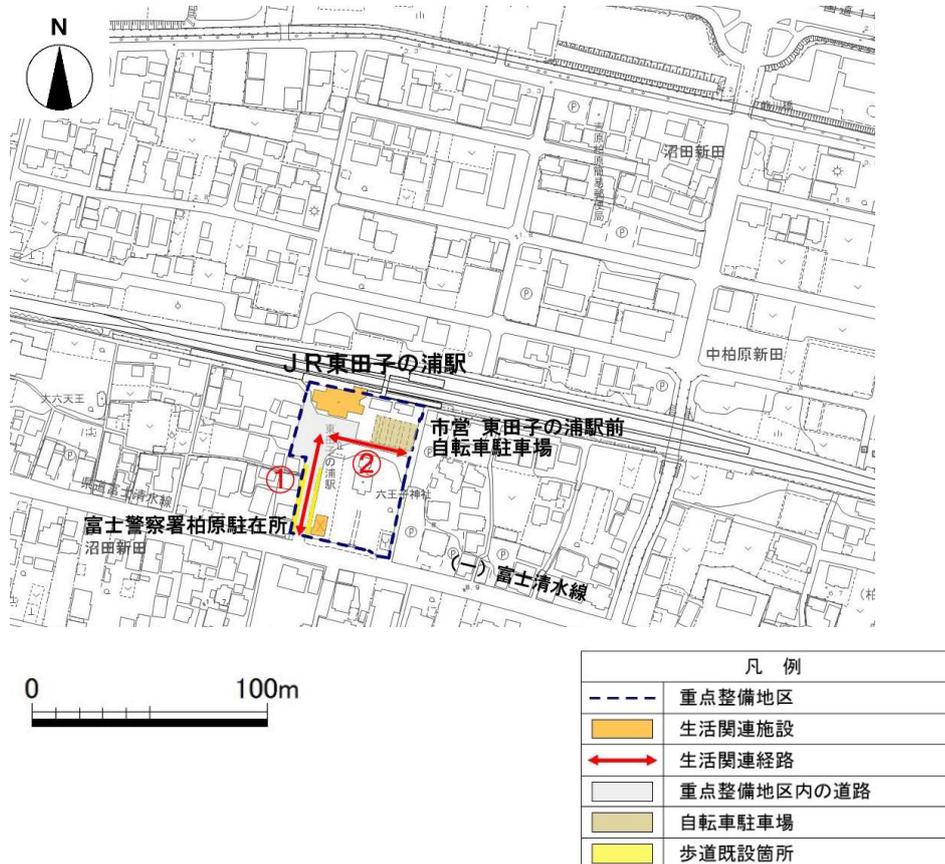


凡 例	
---	重点整備地区
■	生活関連施設
↔	生活関連道路
↔	その他の経路
■	商店街
■	都市公園
■	特定路外駐車場(公営)・市営駐車場
■	河川・水路
■	歩道既設箇所
■	歩車非分離箇所

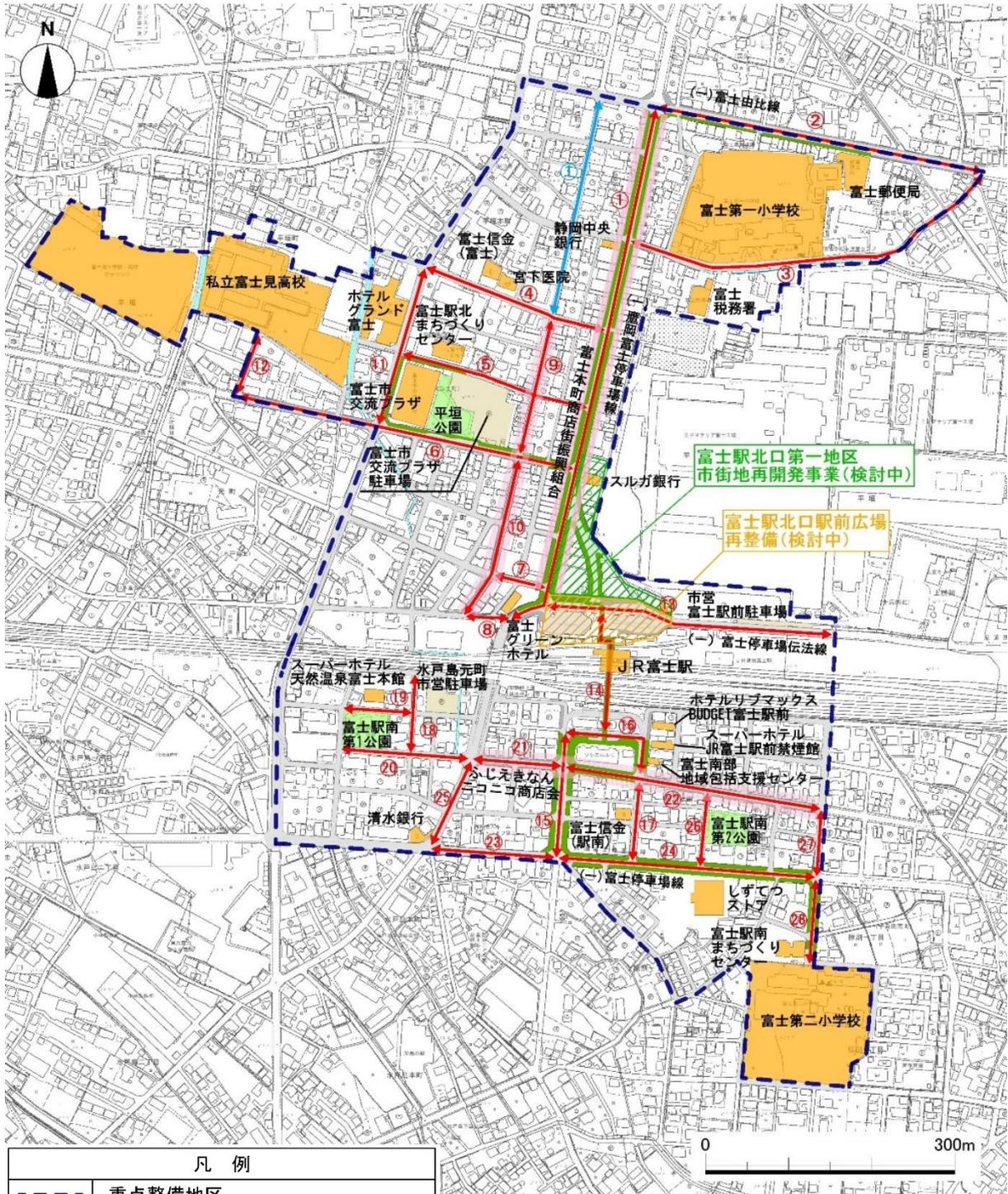
歩車分離（歩道あり）・歩道非分離（歩道なし）箇所【富士川駅周辺】



歩車分離（歩道あり）・歩道非分離（歩道なし）箇所【東田子の浦駅周辺】



視覚障害者誘導用ブロック敷設箇所



凡 例	
	重点整備地区
	生活関連施設
	生活関連道路
	その他の経路
	商店街
	都市公園
	特定路外駐車場(公営)・市営駐車場
	河川・水路
	視覚障害者誘導用ブロック敷設箇所

(4) 交通安全施設の移動等円滑化に関する事項【交通安全施設特定事業】

①施設の位置付け

信号機等の交通安全施設は生活関連経路上に位置しており、重点整備地区のバリアフリー化を目指す上で、非常に重要な施設です。

②移動等円滑化の考え方

移動等円滑化にあたっては、生活関連経路の具体的なバリアフリー化事業計画及び事業スケジュール等を勘案しつつ、国の基本方針や「道路移動等円滑化基準」等に準拠するものとし、交通安全特定事業として、令和9(2027)年度を目標に必要な整備を完了させるものとし、基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ・視覚障害者誘導用ブロックを設置する生活関連経路上の信号機は音声案内対応型とする。
- ・重点整備地区内の道路標識及び道路標示は、改修の際、高輝度化を図る。

③予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・バリアフリー対応型（音声付）信号機への改良及び新規設置の検討
- ・道路標識および道路標示の高輝度化
- ・違法駐車取締り及びバリアフリーに関する広報啓発活動の実施
- ・歩行者用押しボタン等の点検及び検討
- ・歩車分離信号への改良と周知及び啓発
- ・歩行者青時間の点検と適正化 など

④予定する事業主体

- ・交通安全施設管理者（静岡県公安委員会）

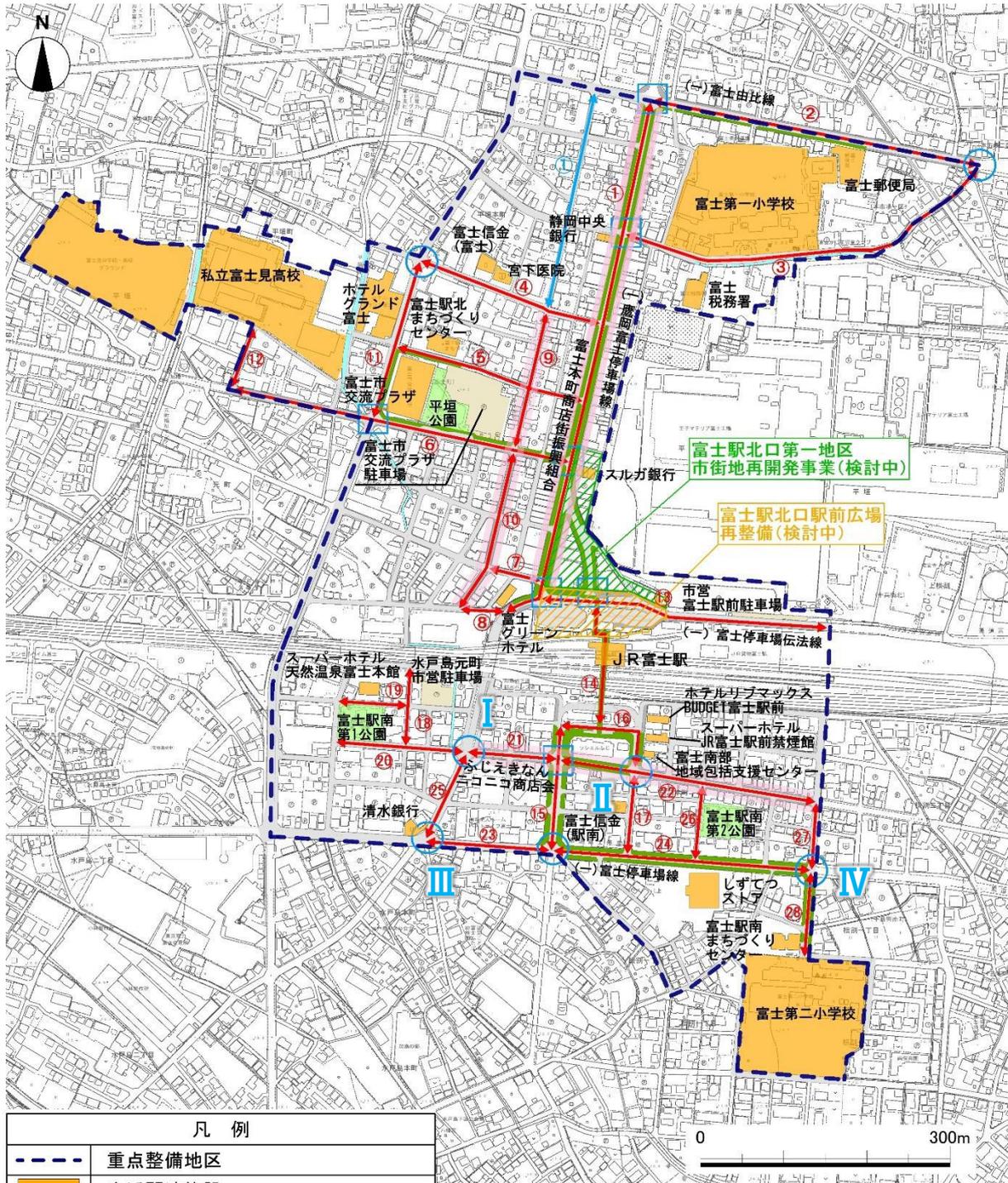


バリアフリー対応型（音声付）信号機のイメージ

◆交通安全施設の移動等円滑化に関する事項

番号	経路または 交差点	視覚障害者誘導用 ブロック敷設経路	既設信号機 音声有無	事業概要	事業主体	概ねの事業実施期間 (年度)		交通安全施設 特定事業 の位置付け
						～R9	R9以降	
I	経路 15・21・22 上 富士駅南口田子浦線 ふじえきなんニコニコ商店会交差点	○	無	・バリアフリー対応型（音声付）信号機への改良の検討	交通安全施設 管理者	済		○
II	経路 16・17・22 上 富士南部地域包括支援センター南交差点	○	無	・バリアフリー対応型（音声付）信号機への改良の検討		○		○
III	経路 15・23・24 上 富士駅南交差点	○	無	・バリアフリー対応型（音声付）信号機への改良の検討		○		○
IV	経路 24・27・28 上 県道富士停車場上富士駅南まちづくり センター北交差点	○	無	・バリアフリー対応型（音声付）信号機への改良の検討		○		○
—	重点整備地区内の全区間	—	—	・改良時における道路標識および道路標示の高輝度化 ・違法駐車取締り及びバリアフリーに関する広報啓発活動の 実施		○	○	

視覚障害者誘導用ブロック敷設箇所及び信号機（現在）設置箇所



凡 例	
	重点整備地区
	生活関連施設
	生活関連道路
	その他の経路
	商店街
	都市公園
	特定路外駐車場(公営)・市営駐車場
	河川・水路
	視覚障害者誘導用ブロック敷設箇所
	既設信号設置箇所(音声あり)
	既設信号設置箇所(音声なし)

(5) 都市公園の移動等円滑化に関する事項

①施設の位置付け

重点整備地区内に位置する、平垣公園、富士駅南第一公園、富士駅南第二公園は、既設の都市公園です。

②移動等円滑化の考え方

いずれも整備済の既設の公園であるため、今後も適切な維持・管理を図るとともに、できる限り「都市公園移動等円滑化基準」に適合するよう努めるものとする。

③予定する事業主体

・公園管理者（富士市）

(6) 路外駐車場の移動等円滑化に関する事項

①施設の位置付け

重点整備地区内に位置する、富士市交流プラザ駐車場、市営富士駅前駐車場、水戸島元町市営駐車場は、既設の路外駐車場です。

②移動等円滑化の考え方

いずれも既設の駐車場のため今後も適切な維持管理を図るとともに、可能な限り「路外駐車場の移動等円滑化基準」に適合するよう努めるものとし、改修又は修繕を行う場合には、「路外駐車場の移動等円滑化基準」に適合した整備を実施するものとする。

なお、市営富士駅前駐車場については、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を増設する【路外駐車場特定事業】。

（※ 富士市交流プラザ駐車場は、移動等円滑化へ対応済。）

③予定する事業主体

・駐車場管理者

◆路外駐車場の移動等円滑化に関する事項

施設	事業概要	事業主体	概ねの事業実施期間（年度）		路外駐車場特定事業の位置付け
			～R9	R9以降	
市営富士駅前駐車場	・障害者対応駐車場を増設する	駐車場管理者（富士市）	○		○

(7) 建築物の移動等円滑化に関する事項

①施設の位置付け

生活関連施設をはじめとする、重点整備地区内の特定建築物及び特別特定建築物が、対象となります。

②移動等円滑化の考え方

今後、新築・改築・増築を行う場合は「静岡県福祉のまちづくり条例」に適合した整備を実施するものとする。また、生活関連経路の移動等円滑化のために必要な整備をするよう努めるものとする。

③予定する事業主体

- ・各施設管理者

(8) その他移動等円滑化に関する事項

◆富士駅駅前広場（南口・北口広場、ペDESTリアンデッキ等）の移動等円滑化に関する事項【その他の事業】

①施設の位置付け

富士駅駅前広場は、本基本構想及び当該重点整備地区において、まちなか機能を強化し、賑わいが生まれる地区の中心として、また富士駅の交通結節点としての機能面で重要な空間です。

②移動等円滑化の考え方

- ・南北往来の円滑化を図る。
- ・交通結節点としての機能及び案内の改善により、公共交通の移動等円滑化を図る。

③予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・視覚障害者誘導用ブロックの見直し（連続性のある設置）
- ・バスターミナルとしての機能改善とこれに伴うバリアフリー再整備
- ・タクシー乗り場や一般車両の乗降場の機能改善
- ・身障者用乗降スペースの設置（北口）
- ・バスの乗り場案内（看板等）を高齢者、障害者等の視線に配慮した位置に設置
- ・バス乗り場、駅前広場のトイレ等への音声案内の設置検討
- ・その他、駅前広場のエレベータのボタン等使いやすい施設への改良の検討 など

④予定する事業主体

- ・交通事業者（バス、タクシー事業者）
- ・富士市

◆富士駅駅前広場周辺（南口・北口広場、ペDESTリアンデッキ等）の案内標識等に関する事項【その他の事業】

①施設の位置付け

高齢者、障害者等が迷うことなく目的地に到達できるよう、情報提供を的確に行う必要があります。また、駅前広場のエレベータ等の移動を支援する施設や高齢者、障害者等の使用に配慮した駅前広場のトイレ、駐車場等の施設等の位置や方向等の案内もあわせて行います。

②移動等円滑化の考え方

- ・交通結節点である富士駅の要所として、中央部（駅前広場、ペDESTリアンデッキなど）の必要な位置に案内標識を設置する。
- ・歩行者用案内標識として、駅前広場のエレベータ、乗合自動車停留所（バス・タクシー）及び駅前広場のトイレ等を表示する案内標識を設置する。また、バスについては、乗り場案内（看板等）を高齢者、障害者等の視点に立ち、視線に配慮した位置に設置する。
- ・的確な情報提供を行うために適した位置に、著名地点を表示する案内標識及び地図を設置する。

③予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴う道路標識の取扱いについて」（平成13年3月1日国道企第22号道路局企画課長通達）により、「国際シンボルマーク」をできるだけ使用する。
- ・バリアフリーに適合した施設及び経路を表示した地図及び著名地点（富士市交流プラザなど）を表示する案内標識を、的確な情報提供を行うために適した位置に設置する。また、設置する地図は高齢者、障害者等に見やすく、わかりやすいものになるよう配慮する。
- ・バス乗り場の案内看板を、高齢者、障害者等の視点に立ち、視線に配慮した位置に設置する。
- ・標識及び地図の標示板の高さは、高齢者、身体障害者等が見やすいように配慮する。

④予定する事業主体

- ・交通事業者
- ・富士市



歩行者用案内標識のイメージ

著名地点を表示する案内標識のイメージ

出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

(9) 市街地開発事業に関する移動円滑化に関する事項

◆富士駅北口第一地区再開発事業（事業化準備中）に関する事項【その他の事業】

①位置付け

再開発事業の実施にあたっては、一体的にバリアフリー化に関する取組を進めます。

②移動等円滑化の考え方

- ・ 特定建築物及び特別特定建築物の新築を行う場合は「静岡県福祉のまちづくり条例」に適合した整備を実施するものとする。
- ・ 富士駅北口からの連続性に留意し、生活関連経路の移動等円滑化の考え方に基づき、必要な整備をする

③予定する事業主体

- ・ 施設管理者
- ・ 道路管理者（静岡県または富士市）

4 移動等円滑化の促進に向けて

4-1 特定事業計画の作成と特定事業の実施

今後は、本基本構想に基づき、重点整備地区内のバリアフリー化を図っていきます。

具体的には、生活関連経路を構成する道路や、信号機等の交通安全施設、特定路外駐車場について、各施設管理者等が移動等円滑化基準に沿った形で、『特定事業計画』を作成し、必要な財源等を確保した上で、バリアフリー化のための施設工事等を実施することになります。

なお、基本方針にも掲げたように、『特定事業計画』作成時においても、本基本構想作成時と同様、高齢者、障害者等をはじめとする市民の意見や、その他関係する機関・事業者等の意見を積極的に取り込みながら、施設設計等に反映させていくことが重要です。

4-2 バリアフリー化事業の実施

特定事業として位置付けた公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業及び路外駐車場特定事業については、目標年次までに、バリアフリー化が完了するよう努めます。

併せて、その他の事業や「心のバリアフリー」のソフト対策については、長期的な取組として進めていきます。

4-3 バリアフリーなまちづくりの推進体制

本市においては、富士駅周辺のバリアフリー化をきっかけとして、市域全域を対象にこれまで以上に「バリアフリーなまちづくり」を推進していくこととなりますが、既存施設も含め実際にバリアフリー化された施設に対するユーザー（利用者）の声を収集・チェックし、まちづくりに活かしていくための庁内体制を構築する必要があります。

具体的には、施設周辺での聞き取り調査や世論調査、また Web サイトを媒体としたアンケート調査等により、意見や指摘事項を収集することが考えられます。

庁内においては、これらによって得られた情報を各部門間で共有するとともに、バリアフリー化事業や施設の適切な維持管理をおこないます。

また、このようなハード環境を整備・維持管理するための体制構築に加え、市民・事業者・行政等のすべてにおいて、「心のバリアフリー」を図るための自己啓発が必要です。本市では事業者、行政の自己啓発とともに、市民等への啓発活動をおこなうことにより、高齢者、障害者等への理解の浸透、施設の適正利用の喚起、思いやりの心の育成などを図り、利用者自らが「心のバリア」を取り払うための、ソフト的な環境整備も積極的に推進していくこととします。

参考資料

◆ 策定メンバー

(1) 富士市公共交通協議会

選出団体等	役職等	氏名
富士市	副市長	山田 教文 [会長]
南山大学総合政策学部	教授	石川 良文 [副会長]
一般社団法人静岡県バス協会	専務理事	堀内 哲郎
商業組合静岡県タクシー協会 富士・富士宮支部	のりば対策委員	山田 耕司
富士急静岡バス株式会社	運転士代表	西岡 輝彦
富士急静岡バス株式会社	取締役社長	斎藤 俊之
山梨交通株式会社	路線バス事業部長	岡 博仁
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	総務課長	加藤 祐司
岳南電車株式会社	代表取締役社長	橋田 昭
富士市悠容クラブ連合会	会長	大原 孝次
富士市障害者自立支援協議会	会長	長谷川 真美
富士商工会議所	総務部長	大村 裕二
一般社団法人富士山観光交流ビューロー	専務理事	土屋 俊夫
富士市町内会連合会	副会長	井出 和雄
公募による市民		遠藤 礼朗
		小糸 直子
		堀田 響子
		松村 静江
		渡邊 京子
国土交通省中部運輸局 静岡運輸支局	首席運輸企画専門官	風岡 昌吾
富士警察署	交通課長	谷川 潤一郎
国土交通省中部地方整備局 静岡国道事務所	計画課長	北川 洋平
静岡県交通基盤部都市局	地域交通課長	平野 隆広
静岡県富士土木事務所	次長兼 企画検査課長	木村 丈尚
国土交通省中部運輸局 交通政策部バリアフリー推進課	課長	戸崎 雅善 [オブザーバー]

(敬称略)

(2) 富士市公共交通協議会バリアフリー分科会

選出団体等	役職等	氏名
富士市町内会連合会	副会長	井出 和雄 [会長]
富士市悠容クラブ連合会	会長	大原 孝次
富士市障害者自立支援協議会	会長	長谷川 真美
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	総務課長	加藤 祐司
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	首席運輸企画専門官	風岡 昌吾
静岡県富士土木事務所	次長兼企画検査課長	木村 丈尚
国土交通省中部運輸局 交通政策部バリアフリー推進課	課長	戸崎 雅善 [オブザーバー]

(敬称略)

(3) 策定経過

年	月 日	経 過
令和4年 (2022)	5月31日	第1回富士市公共交通協議会
	7月12日	第1回バリアフリー分科会
	8月 2日	第2回富士市公共交通協議会
	9月15日	第2回バリアフリー分科会
	10月12日 ～10月21日	第3回富士市公共交通協議会 (書面開催)
令和5年 (2023)	1月26日	第4回富士市公共交通協議会
	2月27日 ～3月 7日	第3回バリアフリー分科会 (書面開催)
	3月10日	第5回富士市公共交通協議会 (書面開催)

◆ 富士市公共交通協議会規則

平成 30 年 3 月 30 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士市附属機関設置条例(平成 30 年富士市条例第 7 号)第 6 条の規定に基づき、富士市公共交通協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、主管の副市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が委員の同意を得て指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第 4 条 協議会は、専門的事項について調査及び審議をさせるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の分科会長及び分科会に属する委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会の会務を総理する。
- 4 分科会長は、当該事項についての調査及び審議が終了したときは、速やかに会長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会又は分科会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

◆ 上位・関連計画による富士駅周辺の位置付け（まとめ）

富士駅周辺地区バリアフリー基本構想策定にあたって、連携、整合を図るべき上位計画、関連計画は以下に示すものがあり、各計画の関連する項目について整理しました。

	計画の名称	計画の位置付け	関連する主な内容・施策
上位計画	第六次 富士市総合計画	政策を行って いく上で、最も 基本的かつ、根 幹となっている 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を地域において包括的に支援 ・個々の障害や生活状況に適した支援を提供 ・魅力あふれるまちなかの形成 ・移動のしやすさを確保するよう公共交通の充実 ・安全・安心で快適な道路ネットワークの構築 ・だれもがいつまでも暮らせる安心で快適な住宅の確保
	第三次富士市 都市計画マスタープラン	都市づくり・ま ちづくりの分 野に関する基 本的な方針を 明確にした計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の新設や水路等の暗渠化、交差点改良等により安全な歩行者空間を確保 ・駅前広場の整備・機能拡充 ・富士駅と新富士駅の連携を強化する ・路線バスやコミュニティバスなどのサービス水準の向上 ・歩行者や自転車が安全・快適に通行できる「歩行者にやさしい」まちづくり
	富士市集約・連携型都市 づくり推進戦略	集約・連携型の まちづくりを 具現化する計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や道路等のバリアフリー化を推進
	富士市バリアフリーマ スタープラン	バリアフリー 化の方針を示 す計画	<ul style="list-style-type: none"> ・快適に移動でき、利用しやすいバリアフリー空間を整備 ・利用者の安全・安心を考えた継続的なバリアフリー化の推進と維持管理 ・「心のバリアフリー」を推進し、バリアフリーに対する市民の意識醸成
関連計画	富士市地域公共交通計画	公共交通に関 する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化された交通環境の整備を進め、移動の円滑化を図ることで、交通困難者のモビリティを確保
	ふじパワフル 85 計画Ⅵ －高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画－	高齢者福祉に 関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・快適で安全・安心な歩行空間の整備 ・ユニバーサルデザインに配慮した利用しやすい施設の整備
	ふじし障害者プラン 富士市障害者計画・ 富士市障害福祉計画・ 富士市障害児福祉計画	障害者（児）福 祉に関する計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の新築等の際にはユニバーサルデザインに配慮し、建築物の整備内容に必要な設備を整備 ・高齢者や障害のある方が安心して公園施設を利用することができるよう心がける ・バリアフリー化に配慮した歩道の整備、改良 ・県と連携してゆずりあい駐車場事業を推進

◆ 上位計画の概要

(1) 第六次富士市総合計画

富士市が種々の政策を行っていく上での最上位計画として『第六次富士市総合計画』があり、バリアフリーに関連する高齢者支援や障害者福祉、まちづくり等について以下のように示されています。

第六次富士市総合計画【令和4(2022)年3月策定】	
■計画期間	令和4(2022)年度～令和13(2031)年度
■めざす都市像	「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」
■施策の大綱	<ul style="list-style-type: none">○安心できる暮らしを守るまち○次代を担うひとを育むまち○支え合い健やかに過ごせるまち<ul style="list-style-type: none">→高齢者を地域において包括的に支援し、必要なサービスを提供する地域包括ケアシステムの体制整備を進め、高齢者支援の推進を図ります。→個々の障害や生活状況に適した支援を提供するとともに、多様なサービスを行える体制づくりを進め、障害者福祉の推進を図ります。○豊かな環境を保ち継承するまち○活力を創り高めるまち○魅力を活かし人と人を繋ぐまち○快適な暮らしを続けられるまち<ul style="list-style-type: none">→人口が減少しても暮らしの質が維持されるような生活に必要な機能を確保するなど、規制・誘導策を一体的に運用し、土地利用の適正化を図ります。→官民が連携して、多様な手法を柔軟に組み合わせ、エリアの価値や持続可能性を高めるための機能の更新・活用を進め、魅力あふれるまちなかの形成を図ります。→官民が連携して、都市の空間に関する様々な情報を共有するとともに、空き家・空き地の増加抑制や利活用による適正な管理を促進し、都市のスポンジ化の抑制を図ります。→公共交通を集約・連携型都市づくりには欠かせない「都市の装置」として位置付け、官民の適切な役割分担により、その機能を持続させ、移動のしやすさを確保するよう公共交通の充実を図ります。→市内の南北・東西方向の道路の多重性や代替性を確保するとともに、生活道路や歩行者・自転車走行空間を整備し、安全・安心で快適な道路ネットワークの構築を図ります。→安全で快適な住宅の建築を誘導するとともに、市営住宅がセーフティネットとして適切に機能するよう取り組むなど、だれもがいつまでも暮らせる安心で快適な住宅の確保を図ります。

(2) 富士市都市計画マスタープラン

富士市における種々の政策のうち、特に都市づくり・まちづくりの分野に関する基本的な方針を明確にしたものとして、『富士市都市計画マスタープラン』があり、バリアフリー化や富士駅周辺のまちづくりに関する考え方が、以下のように示されています。

富士市都市計画マスタープラン【平成 26(2014)年 2月策定】

■目標年次

概ね 20 年後

■まちづくりの基本理念

「富士山のふもと 誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり」

■まちづくりの目標

目標 1 誰もが安全・安心・快適に暮らせる「まち」

→「まちなか」と地域それぞれが生活の拠点となるまちづくり

・賑わいのある都市生活、地域生活の拠点づくり

・過度に自動車に依存せず、誰でも安全快適に移動できるまちづくり

※富士駅周辺、吉原中央駅・吉原本町駅周辺、新富士駅周辺を結んだエリア一帯を「まちなか」と位置づける

目標 2 多様な交流により賑わいが生まれる「まち」

目標 3 産業と地域が支えあう活気あふれる「まち」

目標 4 自然環境と調和・共生する「まち」

■都市交通の基本方針【関連項目】

○自転車・歩行空間の整備方針

- ・徒歩や自転車による市内の移動や散策が安全・快適に行えるよう、河川・水路や歴史文化資源などを連携する、歩行者・自転車の交通ネットワークを形成
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するため、高齢者や障害者など、誰もが安全で快適に歩ける歩行者空間を目指し、段差の解消、交通安全施設及び街路灯などの整備を推進

■地域別構想（まちづくりの方針）【関連地域＝南部ブロック】

目標① 津波などの自然災害に強く、安全・安心に生活できるまちづくり

目標② 子どもからお年寄りまで、誰にでも住みやすく、住み続けたいと思える活気のあるまちづくり

→生活道路や通学路の安全性を高めるため、歩道の新設や水路等の暗渠化、交差点改良等により安全な歩行者空間を確保

目標③ 富士駅・新富士駅周辺の「まちなか」の魅力を高め、玄関口としてふさわしい、交流と賑わいのあるまちづくり

目標④ 南北方向の道路・公共交通ネットワークが充実し、多くの人が行き交う、地域の連携が強まるまちづくり

→本市及び広域の玄関口である富士駅及び新富士駅については、公共交通や自動車

- 交通、歩行者・自転車交通などあらゆる交通の結節性を高めるため、駅前広場の整備・機能拡充を推進
- 富士駅と新富士駅の連携を強化するとともに、「まちなか」の魅力を高めるため、新たな交通体系の整備の推進
- 高齢者をはじめ、誰もが買い物や通院時等に安全・安心に利用できるとともに、市外からの観光客等の移動利便性が高まるよう、路線バスやコミュニティバスなどは、利用需要に応じた路線数や運行頻度の適正化など、サービス水準の向上を図る

目標⑤ 田子の浦港や富士川緑地など、水辺から富士山を望む美しい景観の保全・創出と、交流を促進するまちづくり

■まちなかまちづくり構想（まちづくりの方針）【関連地区＝富士駅周辺地区】

- 目標① 富士山の恵みを活かし、「まちなか」でもゆとり・うるおいを感じるまちづくり
- 目標② 市民や観光客の生活・観光交流を支える、安全・安心・快適な移動空間を創出するまちづくり
 - 歩行者や自転車が安全・快適に通行できる「歩行者に優しい」まちづくりを行うとともに、富士駅と新富士駅の連携強化など、バスや鉄道などの公共交通機関の結節性を高めます
- 目標③ ライフスタイルの多様化に合わせた、良好な住環境を創出するまちづくり
- 目標④ 暮らしの便利さと豊かさを実感できる、賑わいのあるまちづくり

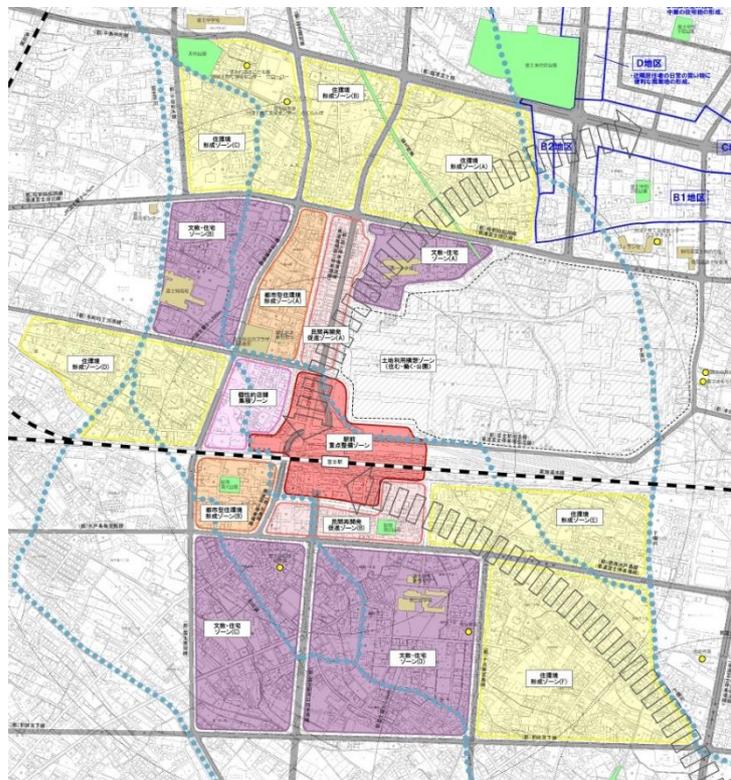


図. 富士地区のまちづくり方針（ゾーン設定）図

(3) 富士市集約・連携型都市づくり推進戦略

富士市都市計画マスタープランで掲げる将来都市像「集約・連携型のまちづくり」を具現化したものとして、『富士市集約・連携型都市づくり推進戦略』があり、富士駅周辺のまちづくりに関する考え方が、以下のように示されています。

富士市集約・連携型都市づくり推進戦略【平成 31(2019)年策定】

■計画期間

平成 31(2019)年～令和 17(2035)年

■都市づくりの方針（ターゲット）

「暮らしの質を維持する 集約・連携型都市づくり」

■基本方針

- 1 魅力ある拠点の形成
- 2 暮らしに必要な都市機能の確保
- 3 居住地拡大の抑制
- 4 公共交通による拠点と地域間の強固な連携

■施策の概要

基本方針 1 魅力ある拠点の形成

施策 1 都市拠点にふさわしい市街地の再開発

→富士駅北口周辺地区の市街地再開発事業を推進し、専修学校等の教育施設、食品スーパー・飲食店等の商業施設や業務施設等を誘導します

施策 2 中心市街地の賑わいづくり

施策 3 良好なまちなか拠点を形成する土地の区画整理

施策 4 まちなか拠点の移動の円滑化

→高齢者や障害者の視点に立ち、富士駅周辺を「面」として捉えた公共交通機関や道路等のバリアフリー化を推進します

→都市機能誘導施設を、新築・改築・増築・用途変更する場合は「静岡県福祉のまちづくり条例」に適合した整備を促進します

基本方針 4 公共交通による拠点と地域間の強固な連携

施策 1 公共交通結節点の整備

→市街地再開発事業と一体となった富士駅北口駅前広場や周辺道路の再整備を行います

→拠点間を結ぶ乗り継ぎポイントや幹線と支線をつなぐ交通結節点では、待合スペースなどの整備を行います

(4) 富士市バリアフリーマスタープラン

富士市における種々の政策のうち、市全体のバリアフリー化の方針を示したものとして、『富士市バリアフリーマスタープラン』があり、バリアフリー化に関する考え方が、以下のように示されています。

富士市バリアフリーマスタープラン【令和5(2023)年策定】

■計画期間

令和5(2023)年～令和13(2031)年

■基本理念

「すべての人にやさしい安全・安心・快適に移動できる都市」

■基本方針

- ① 快適に移動でき、利用しやすいバリアフリー空間を整備します。
 - ・都市機能が集積した拠点や生活拠点の形成、既存施設の更新等に併せて、順次バリアフリーのための施設整備を推進し、まちなかや都市拠点、主要な公共交通の結節点を中心にバリアフリー化が波及・実現するような都市づくりを進めます。
 - ・鉄道・路線バス・タクシー・コミュニティ交通（コミュニティバス・デマンドタクシー等）それぞれの適切な役割分担により、だれもが移動しやすい切れ目のない公共交通体系を構築します。
 - ・道路管理者及び公共交通事業者、交通安全施設管理者等と連携して、経路上の交通バリアの解消を図ります。
- ② 利用者の安全・安心を考えた継続的なバリアフリー化の推進と維持管理を図ります。
 - ・バリアフリーの多様化も踏まえ、多くの方々が快適かつ安全に利用できるように、既存施設の更新と機能の充実を図ります。
 - ・バリアフリー化された施設に対して、その機能が継続して維持されるよう適切な維持管理を行います。
- ③ 「心のバリアフリー」を推進し、バリアフリーに対する市民の意識醸成を図ります。
 - ・周囲の人々の思いやりや助け合いなどによって、高齢者や身体に障害のある方を含め、だれもがより安全・安心に施設を利用できるよう、すべての市民の参画のもとでバリアフリー化を進めます。
 - ・市民一人一人の、高齢者や身体に障害のある方に対する理解を深めるための「心のバリアフリー」の推進・啓発を図ります。

■移動等円滑化促進地区

バリアフリーマスタープランにおいては、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組を強化するため、重点的に取り組む対象地区として「移動等円滑化促進地区」を定めています。

「移動等円滑化促進地区」の選定要件を踏まえ、本市における「移動等円滑化促進地区」は、既に設定している3箇所の「重点整備地区」（新富士駅周辺地区、吉原駅・吉原本町駅周辺地区、富士駅周辺地区）とします。

■移動等円滑化促進地区の要件

- 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

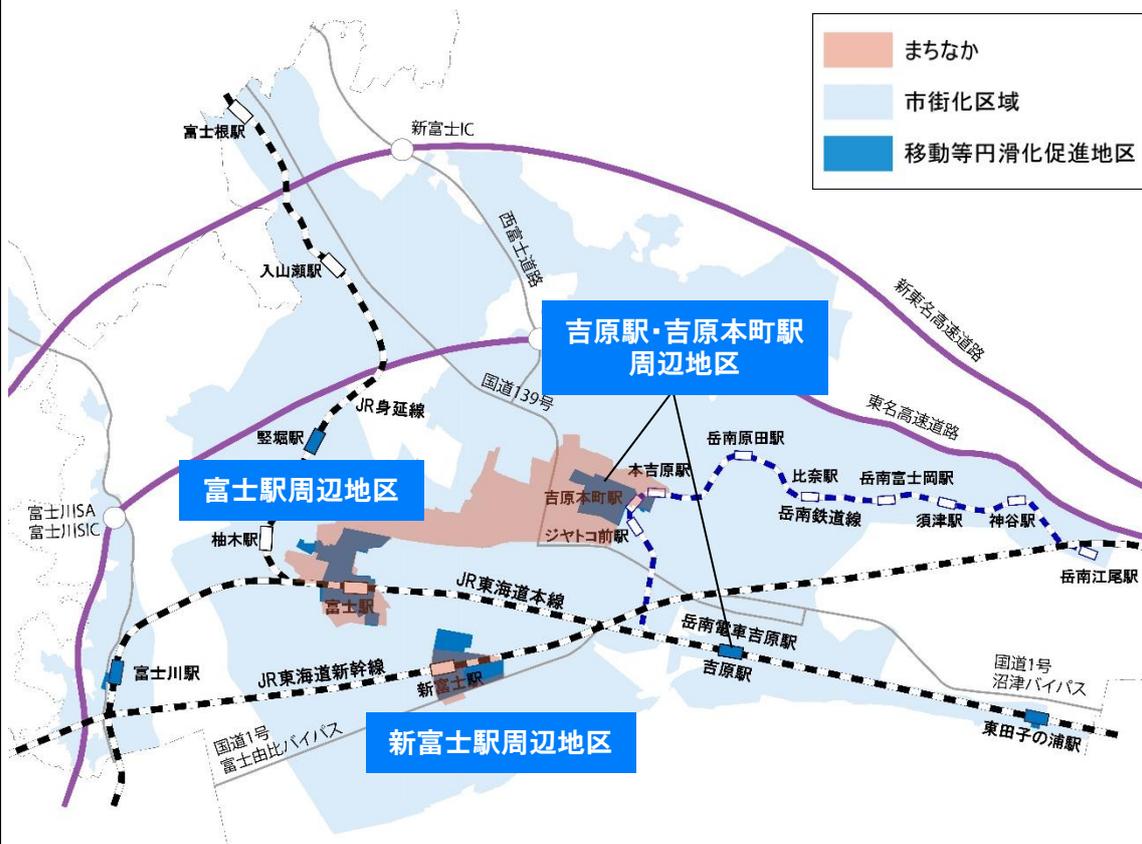


図. 本市における移動等円滑化促進地区

◆ 関連計画の概要

(1) 富士市地域公共交通計画

富士市における種々の政策のうち、公共交通に関する計画として、『富士市地域公共交通計画』があり、バリアフリー化に関する考え方が以下のように示されています。

富士市地域公共交通計画【令和3(2021)年3月策定】	
■計画期間	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度
■基本方針	「バランスのとれた都市交通体系を実現するため、公共交通(=動く公共施設)の充実を図ります！」
■目標	目標① 地域の実情に応じた多様な公共交通サービスの提供 目標② 拠点・地域間の強固な連携によるネットワークの形成 目標③ みんなで支え・育て・守る意識の啓発・仕組みの構築 目標④ 将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入
■目標を達成するための施策	②-1 乗継・乗換ポイントの機能強化 施策 08 交通バリアフリー化の取組み ↳集約・連携型の都市づくりにおける公共交通の重要性を十分に踏まえ、バリアフリー化された交通環境の整備を進め、移動の円滑化を図ることで、交通困難者のモビリティを確保します。 〔取組みの概要〕 ・ JR 富士川駅・東田子の浦駅の利用啓発・促進 ・ わかりやすい案内情報・サイン表示などの取組み ・ ユニバーサルデザインの適用(ハード・ソフト対策)

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

富士市における種々の政策のうち、高齢者福祉に関する計画として、『ふじパワフル 85 計画Ⅵー第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画ー』があり、バリアフリー化に関する考え方が以下のように示されています。

ふじパワフル 85 計画Ⅵ	
ー第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画ー【令和 3 (2021) 年 3 月】	
■計画期間	令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度
■基本的視点	<ul style="list-style-type: none">○個人としての尊厳の保持○活力を維持する自立の支援○こころ豊かな生き方をみんなで支え合う地域社会の実現
■基本理念	「支え合い思い合い、安心して暮らし続けられる地域づくり」
■基本目標	<ol style="list-style-type: none">1 生きがいづくりと介護予防の推進2 医療と介護の体制充実、連携の充実3 生活支援サービスの充実4 介護給付の適正化5 暮らしやすいまちづくり6 地域資源の活性化
■基本目標を達成するための分野別施策	<p>推進施策 5－1 住居・生活環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 高齢者が安心して生活できる住宅の整備(2) 高齢者等が外出しやすい環境の整備<ol style="list-style-type: none">①公共交通ネットワークの整備②道路の段差解消・歩道新設・バリアフリー化 →段差のある既存歩道等については段差解消の改良を行うとともに、道路移動等円滑化基準に沿った歩道等を設置し、快適で安全・安心な歩行空間の整備を実施します。③特定公園施設のバリアフリー化 →特定公園施設であるトイレの新設及び改修の際には、ユニバーサルデザインに配慮した利用しやすい施設となるよう整備を進めます。④富士市外出支援サービス

(3) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

富士市における種々の政策のうち、障害者（児）福祉に関する計画として、『ふじし障害者プランー第4次富士市障害者計画・第6期富士市障害福祉計画・第2期富士市障害児福祉計画ー』があり、バリアフリー化に関する考え方が以下のように示されています。

ふじし障害者プラン

第4次富士市障害者計画・第6期富士市障害福祉計画・第2期富士市障害児福祉計画

【平成30(2018)年3月策定】

■計画期間

第4次富士市障害者計画：平成30(2018)年度～令和5(2023)年度

第6期富士市障害福祉計画：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

第2期富士市障害児福祉計画：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

■計画の基本理念

「だれもがその人らしさを認めあい、自分らしく暮らせる 共生社会の実現」

■計画の基本的視点

- 互いに認め合い、共に生きる地域社会の実現
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 障害者主体の生活支援の推進
- 自己実現を可能とする社会づくり
- 社会参加を支える環境づくり
- ライフステージと生活の状況の変化に対応した支援

■計画の基本目標

- 1 みんながふれあい、知りあい、認めあうまちづくり
- 2 支えあい、自分らしく暮らし続けられるまちづくり
- 3 その人らしさを育み、発揮できるまちづくり
- 4 地域において安心して暮らせる快適で安全なまちづくり

■施策の展開

基本目標4 地域において安心して暮らせる、快適で安全なまちづくり

【目指すべき姿】

だれにとっても暮らしやすい、安全で快適なまち

【具体的な施策】

(1) 住宅、建築物などのバリアフリー化の推進

→市営住宅の改修等にあたりバリアフリー化を推進する市営住宅施設維持管理事業、市営住宅再生事業を実施する。

→障害者・高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるよう、建築物の新築・増築の際に施設のバリアフリー化に関する届出の受領及び審査を行い、基準に適合している旨の適合証及び表示プレートを交付する。

→公共建築物の新築等の際にはユニバーサルデザインに配慮し、手すり、スロープ、

- 昇降機、多目的トイレ、車いす使用者用の駐車場等建築物の整備内容に必要な設備を整備する。
- 新たな公園整備を行う際には、バリアフリー法及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに基づいた特定公園施設となるよう努めるとともに、既存施設の改修を行う場合についても、高齢者や障害のある方が安心して公園施設を利用することができるよう心がける。
 - 公園にトイレを設置する際には、高齢者や障害のある人が使いやすい施設となるよう配慮する。
 - 高齢者や障害者をはじめとして、だれもが安全・安心・快適に移動できる環境の確保に向けて、主要な鉄道駅周辺等において策定したバリアフリー基本構想を推進し、バリアフリー化の実現に努める。
 - 公共施設などのバリアフリー施設について、バリアフリーマップで公開する。
- (2) 交通機関、歩行空間などのバリアフリー化の推進
- 市民に対して路線バスに親しみと関心を持ち、公共交通のバリアフリーについて考える機会を提供するため、交通事業者との協働によるイベントを開催する。
 - 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、バリアフリー化に配慮した歩道の整備、改良を行う。
 - 各地区が視覚障害者等の安全を図るために富士警察署に音響信号機の設置要望を提出する際の事前相談を受ける。
 - 歩行者の安全を図るため、歩道等の維持修繕を迅速に行う。
 - 歩行者の安全を図るため、道路照明灯や地下道・駐輪場照明施設の夜間巡視点検により不灯状況の確認を行う。
 - 安全・安心な道路空間を確保するため、8月と12月の年二回、市内認定道路の点検パトロールを行い、道路上の穴や段差、転落防止柵など道路施設の不具合箇所を修繕する。
 - 公共施設や商業施設等に整備されている身体障害者用駐車場に、必要とする人が安心して駐車できるよう、県と連携してゆずりあい駐車場事業を推進する。

用語集

【イ】

移動等円滑化促進地区

生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区。
→（参考）移動等円滑化促進地区と重点整備地区の要件

【エ】

駅前広場

- ・ 鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関の結節点として鉄道駅前に設けられる広場のことであり、通常「駅前広場（交通広場）」と呼ばれるものは、都市計画決定された広場（都市施設）のことを指す。整備にあたっては、都市側（道路側）と鉄道側とで十分な協議が必要となる。

【キ】

共生社会

- ・ これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

【ク】

グレーチング蓋

- ・ 道路側溝など、排水施設の路面部分に降雨による雨水を集水するために設置される金属製の蓋のこと。

【コ】

交通結節点

心のバリアフリー

コミュニティ交通

- ・ 複数の交通手段の接続が行われる施設・地点・場所などのことを指し、鉄道駅や駅前広場、空港、インターチェンジなどがある。
- ・ 様々な心身の特性や考え方もつすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
- ・ 公共交通不便地域の解消などの目的で、自治体や地域が関与して運行する交通機関。

【シ】

視覚障害者誘導用ブロック

市街地再開発事業

静岡県福祉のまちづくり条例

重点整備地区

- ・ 歩道などの歩行者空間において、主に足の裏の触感覚で、その存在や大まかな形状を確認できるような突起が表面に施工されたブロックのこと。突起物の形状により、「線状ブロック」と「点状ブロック」とに分類され、「線状ブロック」は、主に誘導対象施設への方向を、また「点状ブロック」は、主に注意すべき位置や誘導対象施設の位置を案内するためのものである。
- ・ 市街地内の都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした建築物及び建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業。
- ・ 平成7(1995)年10月18日静岡県条例第47号 静岡県が定める建築物についての移動等円滑化基準。
- ・ 旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区。→（参考）移動等円滑化促進地区と重点整備地区の要件

【ス】

スパイラルアップ

- ・ 何かを行ったり、生産したりする場合に、その都度により効果的、効率的になっていくさまのこと。

【セ】

生活関連経路

生活関連施設

- ・ 生活関連施設相互間の経路。
- ・ 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

【タ】

多機能トイレ

- ・ 高齢者や障害者、また子供連れの人など、誰もが利用できるトイレのことをいう。

【ト】

道路移動等円滑化基準

都市計画マスタープラン

都市公園

都市公園移動等円滑化基準

- ・平成 18(2006)年 12 月 19 日国土交通省令第 116 号 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及びバリアフリー法第 10 条第 1 項に基づく同省令で定める基準を参酌して定めた条例。
- ・都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、将来あるべき都市の姿（将来都市像）を描き、それを実現させるために必要となる土地利用や都市施設などの方針を示したものである。
- ・都市公園法に基づいて国や地方公共団体が設置・管理する公園または緑地の総称であり、設置の目的や役割に応じて、多くの種類に分類される。
- ・平成 18(2006)年 12 月 18 日国土交通省令第 115 号 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令。

【ユ】

ユニバーサルデザイン

- ・障害の有無や性別、人種などにかかわらず、さまざまな人が公平に利用できるように都市施設や生活環境をデザインするという考え方。バリアフリーが「今ある障壁を取り除く」という考え方に対し、ユニバーサルデザインは「(障壁等が発生しないよう)あらかじめ、そのよう(なデザイン)にしておく」という積極的な考え方である。

【英数字】

SDGs

- ・Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針とする。

（参考）移動等円滑化促進地区と重点整備地区の要件

移動等円滑化促進地区（法 2 条 20 の 2）	重点整備地区（法 2 条 21）
イ 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。（共通）	
ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。	ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。	ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

**富士駅周辺地区バリアフリー基本構想
改定版**

令和5(2023)年3月発行

編集・発行:富士市都市整備部都市計画課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
TEL. 0545-55-2904
FAX. 0545-51-0475
メールアドレス toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp
ウェブサイト <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士市行政資料登録番号 R4-68